



MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN

法務省

2023

皆さんと身近につながっています



法務省は、皆さんと 身近につながっています。

私たちが社会生活を営んでいくためには、ルールが必要です。
親子・きょうだいなどの親族関係の整理・登録や、
家に安心して住むことができること、頼んだ材料が手に入れられることなどが、
きちんとルール付けされていなければなりません。

また、他人を傷つけたり、物を盗むような行為をした人が
きちんと処罰されることも、この社会を保つために欠かせない仕組みです。

法務省は、このような社会における基本的なルールを定めるとともに
そのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、
刑罰を受けた人の社会復帰を援助するための制度、
登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっています。

また、出入国が適切に行われるようにすること、
人権が尊重されるよう努めたりすること、
さらに、社会の安全を守るために必要な調査等を行うことなども、
法務省の大事な仕事です。



◆ CONTENTS ◆

1 法務省のあらまし

機構、沿革、定員と予算	3
-------------------	---

2 特集

再犯防止の推進	5
所有者不明土地対策の推進	7
インターネット上の人権侵害への対策の推進	11
外国人との共生社会の実現に向けた施策の推進	15
「司法外交」の推進と日 ASEAN 特別法務大臣会合	19

3 各部局等業務紹介

大臣官房	21
国際課	23
施設課	25
司法法制部	27
民事局	29
刑事局	31
矯正局	33
保護局	35
人権擁護局	37
訟務局	39
出入国在留管理庁	41
公安調査庁	43
公安審査委員会	44
法務総合研究所	45

4 資格・採用

資格試験	47
採用試験	48

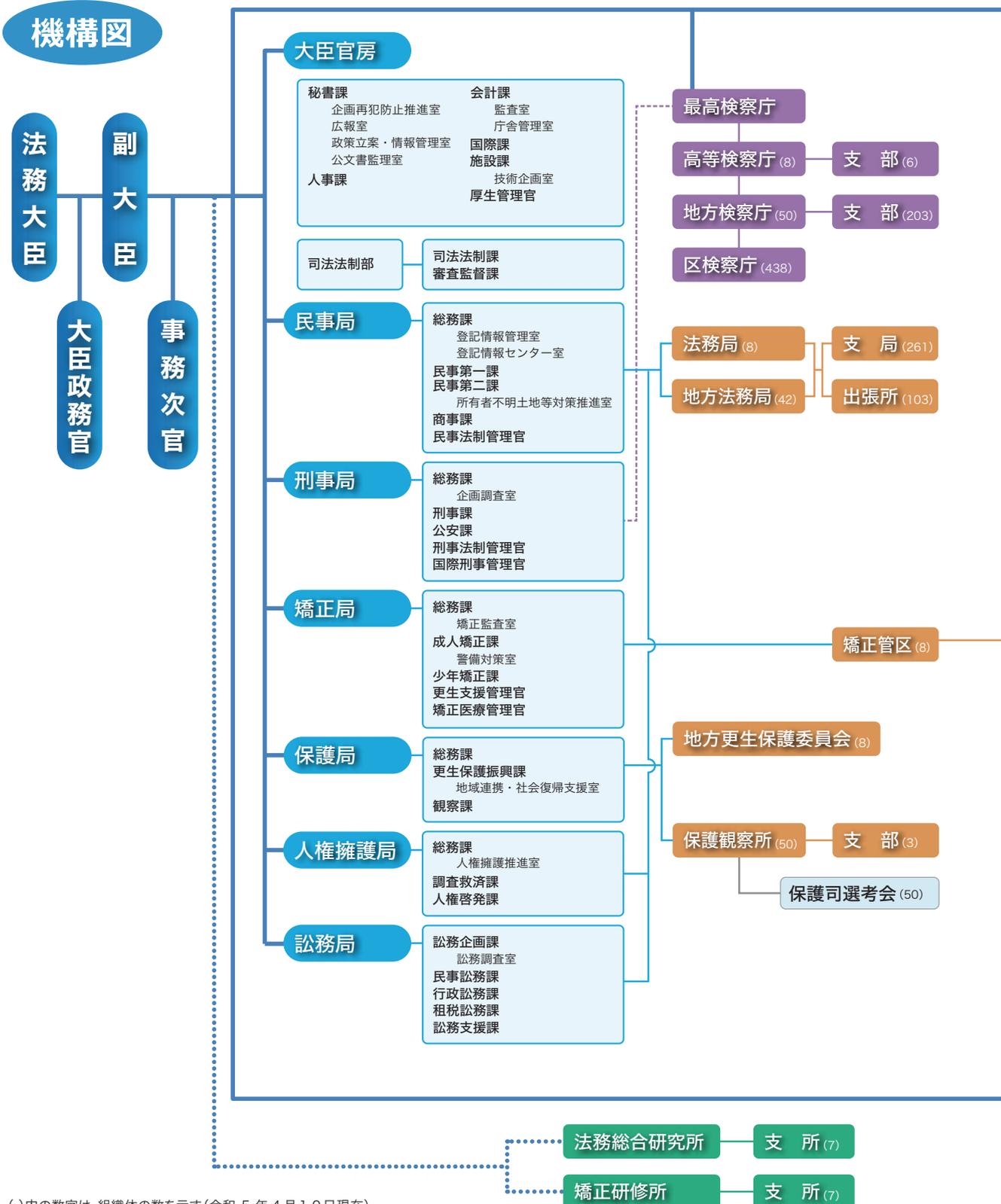
5 法務省をもっと身近に！

法務省赤れんが棟の歴史	49
「ほうむ SHOW」 イベントカレンダー	51
きっずるーむ	53

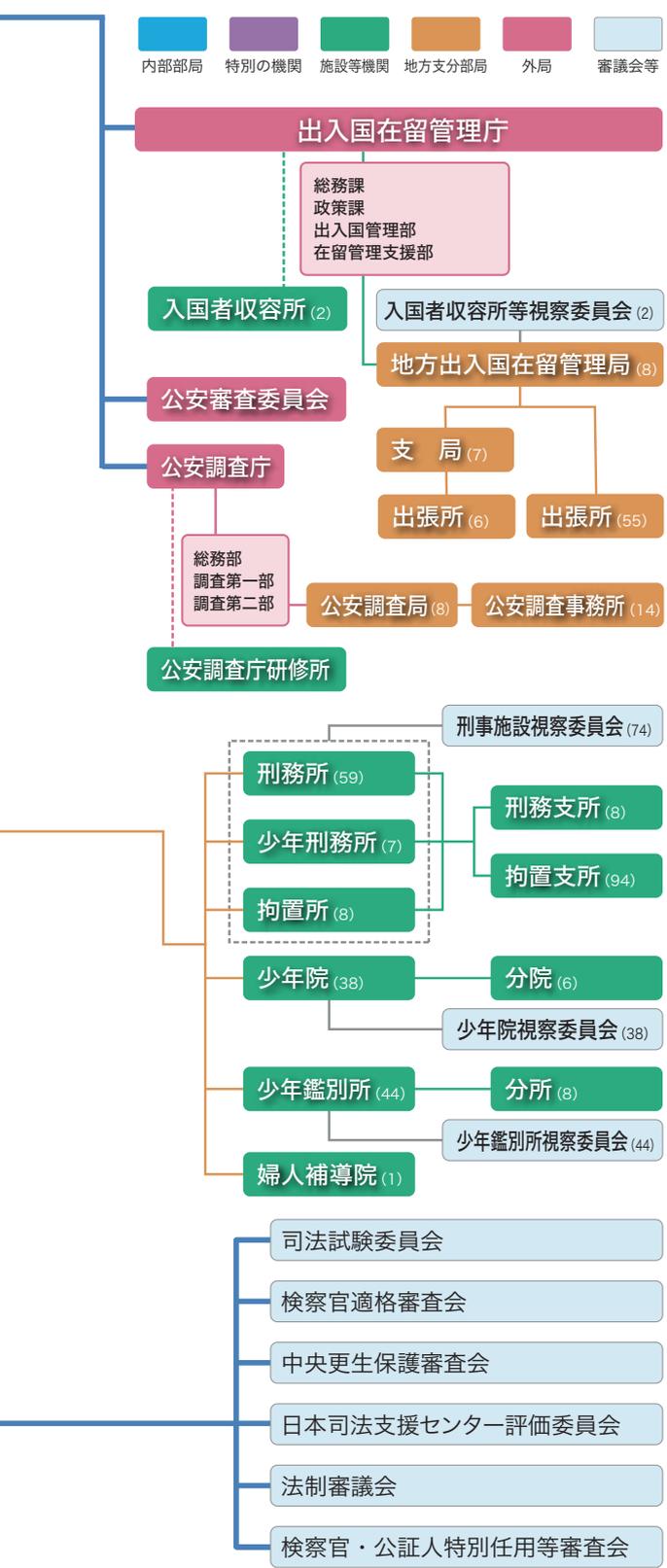
法務省のあらまし

機構、沿革、定員と予算

機構図



()内の数字は、組織体の数を示す(令和5年4月10日現在)



沿革

- 明治 4年 ● 司法省設置
- 昭和22年 ● 司法省から分離され、最高裁の所管に移管
- 昭和23年 ● 法務庁設置(司法省廃止)
- 昭和24年 ● 法務府に改称(3長官、11局制)
- 昭和27年 ● 法務省に改称(大臣官房、7局制)
- 平成13年 ● 中央省庁組織改編(大臣官房、6局制)
- 平成27年 ● 訟務局の新設(大臣官房、7局制)
- 平成31年 ● 出入国在留管理庁の新設(大臣官房、6局制)

定員 (令和5年度)

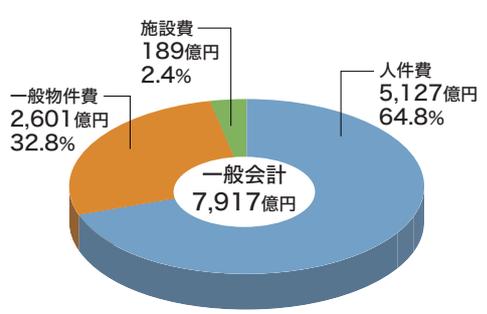
機関名	定員
法務本省	837人
法務総合研究所	84人
法務局	8,935人
検察庁	11,865人
矯正官署	23,595人
更生保護官署	1,829人
出入国在留管理庁	6,314人
公安審査委員会	4人
公安調査庁	1,768人
計	55,231人

(注)法務本省には、特別職を含む。

予算 (令和5年度)

令和5年度における法務省の予算額は、一般会計が7,917億円で、東日本大震災復興特別会計が、1億円です。

一般会計のうち約64.8%が人件費です。



再 犯 防 止 の 推 進

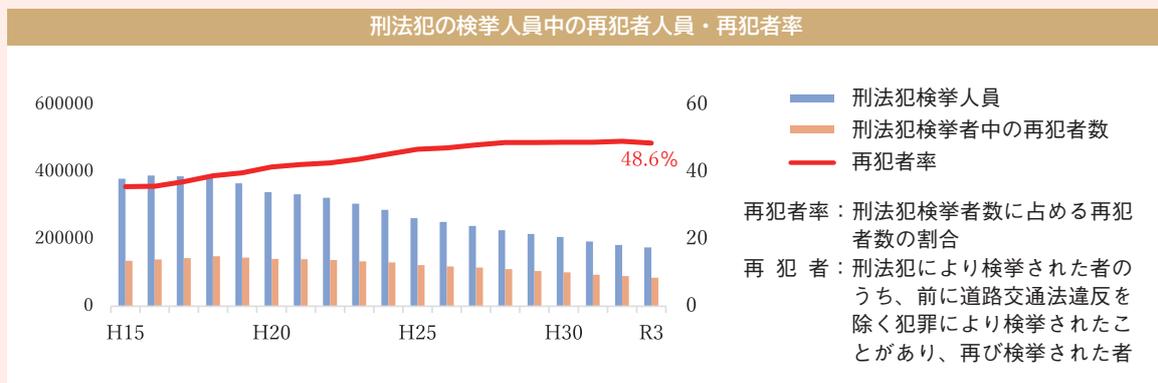
◆犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない社会の実現に向けて

法務省では、再犯の防止等に関する施策を推進することにより、犯罪による被害を受けることを防止し、また、犯罪をした人や非行のある少年が、再び犯罪をすることなく、円滑に社会復帰できるようにすることで、国民の皆さまが、安全で安心に暮らせる社会の実現を目指しています。



◆なぜ再犯防止が必要か

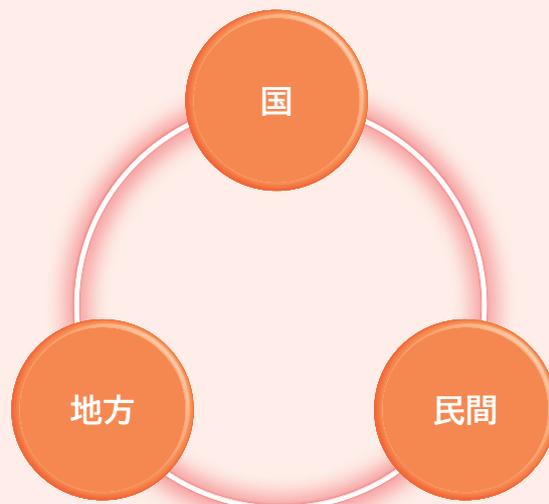
刑法犯の認知件数は、平成15年に減少に転じて以降、18年連続で減少していますが、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は減少することなく約半数近くで推移しています。つまり、犯罪をした人のおよそ2人に1人は再犯者であり、犯罪を減らすためには、再犯者に対する取組を行うことが非常に有効であるといえます。



◆再び犯罪・非行を行わないために

犯罪をした人や非行のある少年が、再び犯罪・非行を行わないようにするためには、刑事司法関係機関において、指導・教育を行うことが必要です。しかし、繰り返し犯罪や非行を行う人の中には、仕事や住居、高齢、貧困、精神福祉・障がいなどの面で困難を抱えている人もおり、これらの要素も影響して、結果として、再び犯罪や非行を行ってしまう場合もあります。

そのため、再犯を防ぐためには、刑事司法関係機関による指導・教育に加えて、再び犯罪や非行を行わないための様々な支援をすることが必要となります。また、支援の実施にあたっては、刑事司法関係機関のみならず、刑事司法手続を離れた後も見据え、地方公共団体、再犯防止に関する活動を行う民間団体その他の関係者が一丸となって「息の長い支援」を行っていくことが重要です。



◆再犯防止推進法と再犯防止推進計画

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めた「再犯防止推進法」が平成28年12月に成立・施行されました。また、同法に基づき、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年12月には、「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。「再犯防止推進計画」の計画期間が令和4年度末で終了することを受けて、令和5年度からは、第二次再犯防止推進計画(仮称)に基づいて施策を実施していく予定です。同計画においては、以下の3つの基本的な方向性及び6つの重要事項が掲げられ、これらに基づいて具体的に取り組むべき施策が示されています。

基本方針

- ① 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」の実現
- ② 支援の実効性を高めるための相談拠点及び地域の支援連携(ネットワーク)拠点の構築
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組の促進をするとともに、国・地方公共団体・民間協力者の連携を強固とすること

重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの円滑な利用の促進
- ③ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施方法等
- ④ 保護司等民間協力者の活動の促進
- ⑤ 地域による包摂の推進
- ⑥ 再犯防止に向けた基盤の整備

同計画に基づき、政府が講じた再犯防止に関する施策については、毎年、再犯防止推進白書において報告を行っています。

犯罪や非行を行った人の立ち直りには、国・地方公共団体だけではなく、地域で生活をする皆さまの御協力も必要不可欠です。

今後とも、再犯防止施策への御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

再犯防止推進法については
こちらをご覧ください。



再犯防止推進計画については
こちらをご覧ください。



再犯防止推進白書については
こちらをご覧ください。



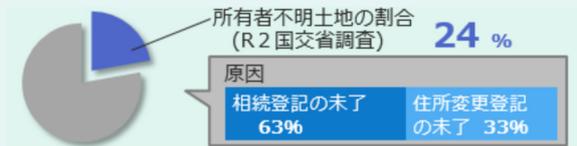
所有者不明土地 対策の推進

◆「所有者不明土地」とは？

相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態になっている土地を「所有者不明土地」といいます。全国で2割以上の土地(九州本島の面積に匹敵)が所有者不明土地といわれ、大きな社会問題となっています。

- ①不動産登記簿を確認しても、所有者が直ちに判明しない土地
- ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



◆所有者不明土地が引き起こす問題とは？



土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となるため、民間取引や土地の利活用を阻害したり、土地が適切に管理されず放置され、隣接する土地に悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。人口減少・高齢化が進む中、その対策は喫緊の課題です。



◆所有者不明土地対策について

○法務局による所有者不明土地の解消事業

全国の法務局では、長期間、相続登記がされていない土地について、登記官が、公共事業等の実施主体（地方公共団体等）からの求めに応じ、戸籍等を調査して法定相続人を探索し、法定相続人の一覧図を登記所へ備え付けることにより、公共事業等の円滑な遂行に活用できるようにする事業（相続未登記探索事業）や、歴史的経緯により登記記録の表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地について、登記官が、公的資料や歴史的な文献などを手掛かりに、所有者等を探索し、その結果を登記する事業（変則登記解消事業）を行って、解消が困難な所有者不明土地の解消に取り組んでいます。

○全国の法定相続情報証明制度

法務局では、亡くなった方とその相続人との関係を記載した一覧図について、登記官が戸籍等の内容と適合していることを確認し、一覧図の写しを証明書として交付する法定相続情報証明サービスを提供しています。大量となりがちな戸籍謄本等に代えてこの一覧図の写しを利用することで、相続登記を始めとする様々な手続をより簡易迅速に行うことができるため、多くの方に利用していただいています。

(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

<p>最後の住所 ○県○市○町○番地 最後の本籍 ○県○郡○町○番地 出生 昭和○年○月○日 死亡 平成28年4月1日 (被相続人) 法 務 太 郎</p>	<p>住所 ○県○郡○町○34番地 出生 昭和45年6月7日 (長男) 法 務 一 郎 (申出人)</p>
<p>住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和○年○月○日 (妻) 法 務 花 子</p>	<p>住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和47年9月5日 (長女) 相 続 促 子</p>
<p>以下余白</p>	<p>住所 ○県○市○町五丁目4番8号 出生 昭和50年11月27日 (養子) 登 記 進</p>

作成日：○年○月○日
 作成者：○○○士 ○○ ○○
 (事務所：○市○町○番地)

一覧図の記載例

●令和5年4月から順次始まる新しい制度

令和3年4月、所有者不明土地の「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から民事基本法制の総合的見直しが行われ、令和5年4月以降、順次施行されます。所有者不明土地問題の解決のため、不動産や相続のルールが大きく変わります。

[詳しくはこちら](#)



相続登記の申請の義務化(令和6年4月1日スタート)



不動産登記推進
イメージ
キャラクター
「トウキツネ」

これまで任意とされていた相続登記の申請が、法改正で義務化されます。

<基本的なルール>

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければならないこととされました。併せて、この義務を簡易に履行するため、相続人申告登記が新設されました。

<遺産分割が成立した時の追加的なルール>

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。



いずれの場合も、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。今のうちから相続した土地・建物の相続登記をしましょう。

**所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります!**

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます!

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう!
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう!
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください

新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索!

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

Q 令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの? 今からできることは、あるの?

A 相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産(土地・建物)の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります。それぞれのケースに応じ、**相続人(ご遺族)で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です。
相続登記を促進する税制上の措置(100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等)も令和4年4月から、拡充されています。
(新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています) →

Q 相続登記の申請って大変じゃないの? どのような手続をとればいいのか?

A 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局(登記所)に申請**して行います。
手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合(相続人全員で話し合いをする場合)、③**法定された割合による相続**の場合(民法に定められた相続割合で相続する場合)など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります。
必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています。
(法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください) →

Q 相続登記について、更に知りたいときはどうすればいいのか?

A ● 全国の法務局では、**手続案内**を行っています (**予約制**)。
(各法務局の案内はこちらに掲載しています) →

● 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています。
詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

● **専門家(司法書士・弁護士)**に相談したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会の
ホームページ(登記相談
のご案内)

日本弁護士連合会のホ
ムページ(法律相談のご
案内)

詳しくはこちら

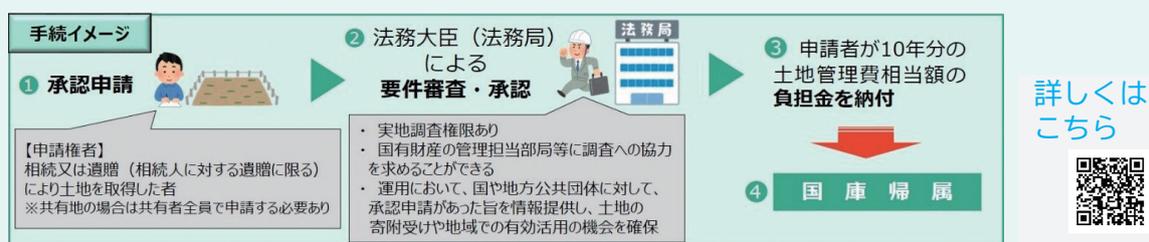


◆相続土地国庫帰属制度の創設（令和5年4月27日スタート）

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「管理が必要だけど、負担が大きい」などの理由で、土地を手放したいというニーズが高まっています。このような土地が放置され、「所有者不明土地」が生じないようにするため、相続又は遺贈によって取得した土地が、一定の要件を満たす場合には、負担金を納付した上で土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

相続土地国庫帰属制度は、全国の法務局で令和5年4月27日からスタートします。これまでにない新しい制度の開始として、社会的な注目・関心も高まっています。

法務省・法務局では、所有者不明土地の発生予防を目指す本制度を、国民の方に十分に活用していただくために、本制度の具体的な利用手続等について周知広報を行っており、様々な関係省庁や関係機関と連携して、円滑な運用と定着に向けた取組を実施していきます。



◆民法のルールの見直し（令和5年4月1日スタート）

土地の所有者やその所在が分からないことによって土地の利用に支障が生じていることから、民法の改正が行われ、土地の利用を円滑化するための新たな仕組みが設けられました。

例えば、共有物の利用の円滑化を図るため、裁判所の関与の下で、所在等が分からない共有者を除外して共有物の管理等を行うことができる仕組みや、所在等が分からない共有者の持分を他の共有者が取得する仕組みなどが設けられました。

また、土地・建物について、所有者やその所在が分からない場合や、適切に管理がされていない場合に対応するために、所有者不明土地・建物管理制度や管理不全土地・建物管理制度が創設されました。

そのほか、土地の所有者が、自らの土地に水道やガスなどのライフラインを引き込むために必要な範囲内で、他の土地等を使用することができる仕組みや、相続が発生してから10年を経過した後にする遺産分割においては、基本的に、法定相続分に基づいて画一的に行う仕組み等が設けられました。

これらの新たな仕組みは、令和5年4月1日に施行されます。

詳しくはこちら



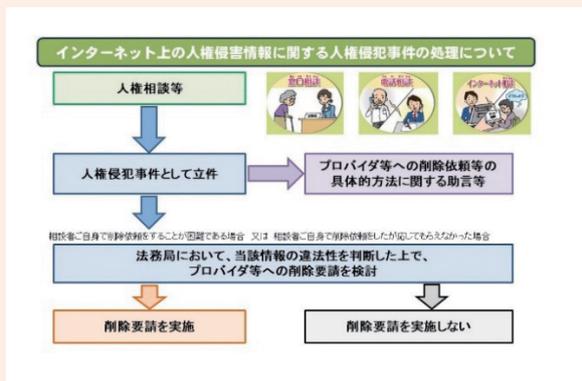


インターネット上の 人権侵害への対策の推進

インターネットやSNSの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。深刻化しているインターネット上の人権侵害の問題に対し、法務省では、次のような取組を行っています。

□ インターネット上の人権侵害情報に関する人権相談及び 人権侵犯事件の調査救済手続

全国の法務局では、インターネット上の人権侵害情報に関する人権相談に応じており、相談の中で、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として立件し、調査を行っています。そして、被害者の意向に応じて、プロバイダ等(プロバイダ、サーバの管理者、運営者等)への発信者情報開示請求の方法や人権侵害情報の削除依頼の方法等を助言したり、調査の結果、人権侵犯の事実が認められる場合には、法務省の人権擁護機関からプロバイダ等に対して、その情報の削除を要請したりするなどの措置を講じています。



□ インターネット上の人権侵害に関する人権啓発活動

法務省の人権擁護機関では、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を全国各地で実施しているほか、中学生・高校生とその保護者を対象とした啓発冊子や啓発動画の配布・配信、シンポジウムの開催などの人権啓発活動を行っています。また、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るなど、対策の強化に取り組んでいます。



啓発動画「インターネットは
ヒトを傷つけるモノじゃない。」
(学校等でのSNSいじめ編)



インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。
あなたの一歩が、ネットいじめに悩んでいる人を救います。



SNS利用に関する人権啓発サイト
「#No Heart No SNS」

□プロバイダ等に対する削除要請

インターネット上の人権侵害情報について、被害者が法務省の人権擁護機関による削除要請を希望する場合には、その情報が、違法に人の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりするものであるかどうか等について判断した上で、その情報の削除をプロバイダ等に要請しています。

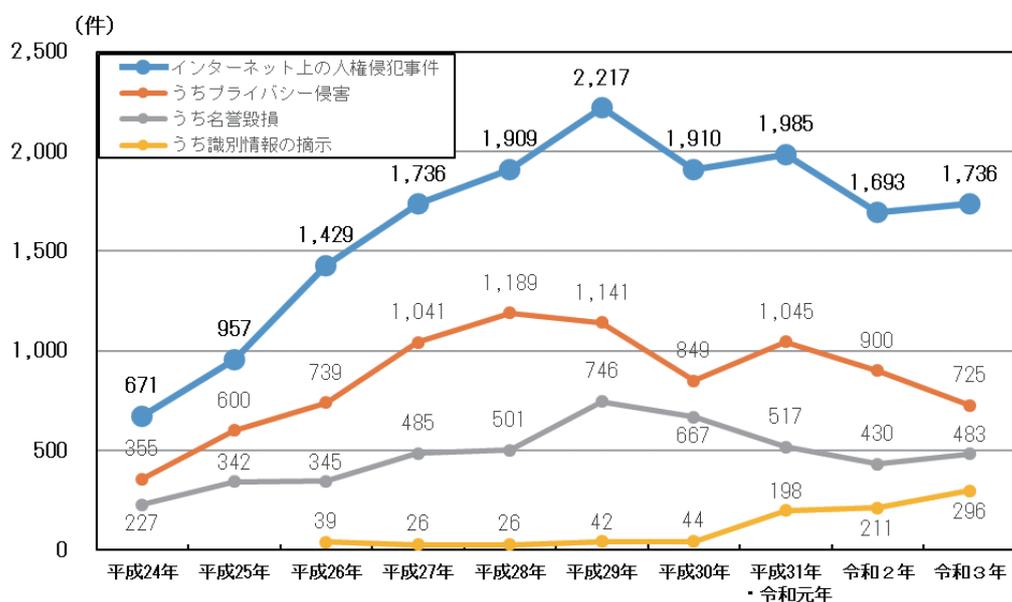
また、関係行政機関の通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区である又は同和地区であったと指摘する情報が公開されていること(法務省では、このような事案を「識別情報の摘示」と呼んでいます。)を認知した場合にも、その情報についてプロバイダ等に削除要請するなどしています。法務省の人権擁護機関が行う削除要請は任意の措置であり、要請に応じて削除するのかどうかは民間事業者であるプロバイダ等の判断に委ねられています。そのため、削除要請の実効性を向上させるためには、プロバイダ等に対して、削除要請への理解を求める取組を進めることが重要です。

そこで、法務省人権擁護局においては、法務省の人権擁護機関に寄せられる相談事案等に関する認識について、関係者間での共有を図るべく、次のような取組を行っています。

- ① プロバイダ等との意見交換の場となる実務者検討会の開催(総務省との共催)
- ② 個々のプロバイダ等との個別の協議・意見交換

また、削除の判断基準等について法的に整理することを目的として開催され、法務省が関係行政機関として参加してきた「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」の取りまとめが令和4年5月に公表されたことを受け、その考え方を踏まえた削除要請に取り組むとともに、プロバイダ等ともその考え方を共有していくことを通じて、削除要請の実効性のより一層の向上に努めています。

インターネット上の人権侵害に関する人権侵犯事件(新規開始)

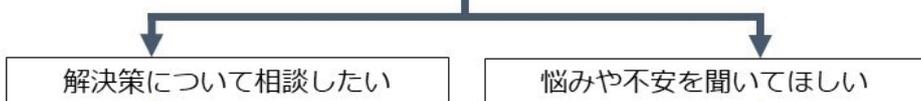


□インターネット上の人権侵害情報に関する相談窓口の周知

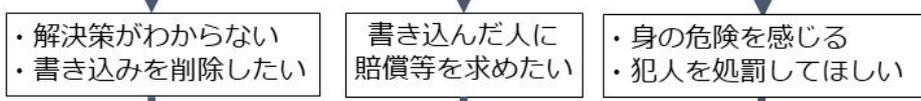
インターネット上の誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害情報に関する相談対応においては、相談者の意向や目的等に応じて、複数の相談窓口が想定されます。そのため、相談者がこれらの相談窓口を適切に、かつ、効果的に利用できることが大切であることから、法務省人権擁護局では、総務省等と連携して、どのような場合にどのような相談窓口を活用すれば良いのかを分かりやすく整理した上フローチャートを、法務省をはじめ関係各機関のホームページで公開するとともに、全国の法務局において配布するなどの周知を行っています。

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

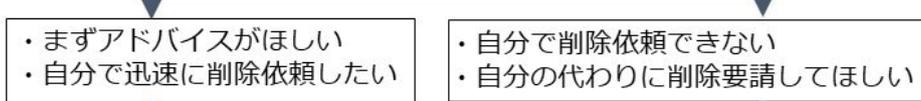


「まもろうよ こころ」(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/mamoruuyokokoro>
 ◎悩みや不安を抱えて困っている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。



弁護士に相談
または 法テラス
<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>



<p>「違法・有害情報相談センター」(総務省)</p> <p>https://www.illegalnarmfulhotline.jp</p> <p>迅速な助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。 ◎インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が対応 ◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広いアドバイスが可能 ◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。 <p>※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です</p>	<p>「人権相談」(法務省)</p> <p>https://www.inken.go.jp</p> <p>「みんなの人権110番」 0570-003-110</p> <p>削除要請・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。 ◎削除要請は、専門的知見を有する法務局が違法性を判断した上で行います。 ◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。 <p>※違法性の判断に時間を要する場合があります</p>	<p>「誹謗中傷ホットライン」(セーフアーインターネット協会)</p> <p>https://www.saferinternet.or.jp/bullying</p> <p>プロバイダへの連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。 ◎インターネット企業有志によって運営されるセーフアーインターネット協会(SIA)が運営しています。 ◎インターネットで連絡を受け付け、やりとりはメールで行います。 <p>※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります</p>
--	---	---

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

「特集」 インターネット上の人権侵害への対策の推進

人権擁護局HP・公式SNSアカウント

— 様々な情報を発信しています —

法務省人権擁護局HP



Twitter



Facebook



LINE



@MOJ_JINKEN



HumanRightsBureau.MOJ



@JINKEN01

法教育教材の紹介

SNS等を通じて自分の意見や考えを発信することは、私たちにとって大切なことですが、それが時に誰かを深く傷付けてしまったり、取り返しのつかない事態を引き起こすかもしれません。

法務省では、インターネット上の掲示板に友人の情報を書き込んだ事例や、レストランの感想を動画サイトに投稿した事例などを題材に、「表現の自由」や「人格権」について考えるための法教育教材を作成し、法務省YouTubeチャンネルで公開しています。

小学生
向け



法教育視聴覚教材
「書き込む前に考えよう！」



一般
向け



法教育視聴覚教材
「個人の自由の尊重と調整」



侮辱罪の法定刑の引上げについて

近時、インターネット上で人の名誉を傷つける行為が特に社会問題化していることをきっかけに、非難が高まり、抑止すべきとの国民の意識が高まっています。

侮辱罪(刑法第231条)は、事実を摘示せずに、「公然と人を侮辱した」ことを要件とする罪であり、これまでその法定刑は「拘留又は科料」とされてきましたが、近年における侮辱罪の実情などに鑑み、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、悪質な侮辱行為に厳正に対処するため、その法定刑が「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられました。

今回の改正は、侮辱罪の法定刑を引き上げたのみであり、侮辱罪の成立する範囲は全く変わりませんし、公正な論評といった正当な表現行為については、これまで同様に正当行為(刑法第35条)として処罰されません。

外国人との共生社会の実現に向けた施策の推進

平成31年4月1日、法務省入国管理局は、法務省の外局である「出入国在留管理庁」に改組され、従来の施策である円滑かつ厳格な出入国審査、在留外国人の適正な管理、難民の迅速かつ確実な保護などの取組を行うことに加え、共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境の整備という新たな任務を担うことになりました。

令和3年1月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」といいます。）において、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が、同年11月に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出されました。この意見書を踏まえ、令和4年6月、関係閣僚会議において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン及び中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」といいます。）を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしました。

◆目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

- ①これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会
- ②様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会
- ③外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

◆取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

- ①円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- ②外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
- ③ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ④共生社会の基盤整備に向けた取組

◆四つの重点事項に係る主な取組

- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境を整備
- マイナポータル等を活用した情報発信
- 外国人受入れ環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進
- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント実施
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討

◆推進体制

- ロードマップの計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、ロードマップの推進に当たり、その実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認等を行う。

◆出入国在留管理庁における主な施策

○一元的相談窓口への支援

在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」により財政的に支援しています。令和4年度は、4月現在で228の地方公共団体に交付決定を行いました。交付決定を受けた一元的相談窓口においては、多言語での相談対応や国及び関係機関と連携することにより相談者に適切な情報を提供することが期待されています。

○受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

平成31年4月から地方出入国在留管理官署(一部を除く。以下「地方官署」といいます。)に「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口で地方官署職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っています。

また、地域における多文化共生施策の推進を図るため、受入環境調整担当官の体制配備を図るとともに、地方公共団体等との連携・協力の下に、地域における情報収集や収集した好事例などの有益な情報を、地方公共団体等へ展開しています。



受入環境調整担当官による
取組(講演会風景)



受入環境調整担当官による
取組(相談員派遣風景)

○外国人在留支援センター(FRESC)

同センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、在留資格の更新・変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体職員への研修、情報提供等の支援を行っています。

このような外国人の在留を効果的に支援する取組を通じて共生社会実現のための環境整備を着実に進めています。

※FRESC(フレスク):Foreign Residents Support Center



外国人在留支援センターにおける取組

○外国人在留総合インフォメーションセンター

出入国在留管理庁では、「外国人在留総合インフォメーションセンター」(外国人在留総合相談業務として実施している地方出入国在留管理官署(一部を除く。))の相談窓口を含む。)を設置し、相談員が相談窓口において、外国人及び本邦の関係者に対し、入国・在留関係諸手続及び当該手続に必要な各種書類の記載等の相談対応を多言語で行うとともに、全国一律の電話による同様の相談対応も行っています。



○生活・就労ガイドブック

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において、16言語※で掲載しています。

※日本語(やさしい日本語版を含む。)、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語(カンボジア語)、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語。

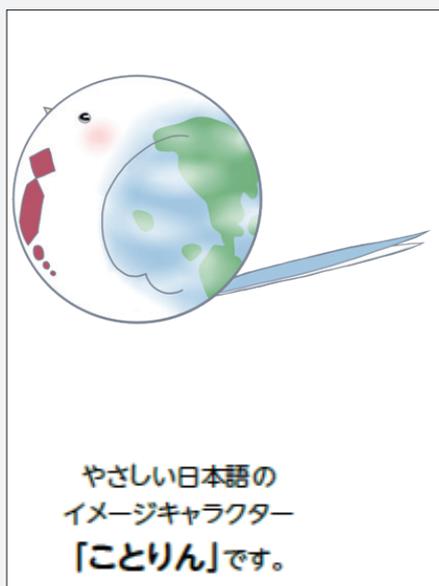


<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

○やさしい日本語の普及

国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、令和2年2月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、同年8月に、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成しました。このガイドラインについては、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において公開しています。

また、令和3年度に開催した「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」による報告結果を踏まえ、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員への研修を実施するなど、やさしい日本語の普及・活用を推進しています。



https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html





「司法外交」の推進と 日ASEAN特別法務大臣会合

◆司法外交とは

法務省は、全ての人々がルールの下で安全・安心に暮らせる社会を実現するために必要な「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった基本的価値を日本から世界に発信し、世界各国に浸透させていくための取組である「司法外交」を推進しています。

「司法外交」の推進は、その国の経済成長を支える司法インフラを整備し、持続可能な発展に貢献するものであるとともに、基本的価値を共有する各国と連携強化し、ルールに基づく国際秩序の実現に貢献するものです。

また、「法の支配の推進」をテーマに令和3年3月に京都で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称京都 कांग्रेस)は、同分野における国連最大の会議であり、その成功は、「司法外交」の推進において大きな1歩となりました。

◆法務省とASEANのつながり・取組 ～なぜ「ASEAN」?～

6.5億人の人が住み、地政学的要衝に位置するASEAN地域は、アジアの地域協力の中心といっても過言ではなく、同地域において「法の支配」等の基本的価値を浸透・確立させることは、アジアの平和と繁栄・成長のカギとなります。

法務省は、30年近くの間、ASEAN各国を中心とする開発途上国に対して、基本法令の起草・改正、司法制度の整備、これらを運用する人材の育成などを内容とする積極的な法制度整備支援を実施して各国における「法の支配」の確立に貢献し、高い評価と信頼を得てきました。これは、「司法外交」の大きな柱であり、日本のソフトパワーといえます。

令和5年には日ASEAN友好協力50周年という節目を迎えることから、法務省では、「日ASEAN特別法務大臣会合」を開催します。法制度整備支援でつちかった信頼関係を踏まえ、ASEAN各国との関係を新たなステージに深化させるべく、京都 कांग्रेसの後、法務省が司法外交の次なる一手として、戦略的に取り組むべき大規模かつ極めて重要な会合です。

この機会に、アジアにおける法の支配を推進し、司法外交をしっかりと展開していきます。



ASEAN諸国

アジア地域で唯一のG7加盟国である日本がリーダーシップを発揮してG7とASEANの橋渡し役となり、世界の平和と安定に貢献すべく、法務省は法務・司法分野においてASEAN各国と連携しています！

◆「日ASEAN特別法務大臣会合」の開催

— 令和5年、日ASEANの友好協力関係は新たなステージへ —

令和5年(2023年)、日本とASEANの友好協力関係は50周年を迎えます。

節目となるこの年を機に、日ASEAN関係を次のステージに引き上げるべく、官民を挙げて日ASEAN協力に関する様々なイベントが実施される予定です。



法務省では、日ASEAN間の法務・司法分野における一層の連携強化に向けて

「日ASEAN特別法務大臣会合」を東京で開催

- ポイント1 ASEAN初のASEAN域外での法務大臣会合の開催
- ポイント2 ASEAN各国の法務大臣を日本に招き、日ASEANの連携強化に向けた議論を実施
- ポイント3 法務省の取組への理解が深まるようなサイドイベントや展示を実施予定

「日ASEAN特別法務大臣会合」の開催をきっかけとして、法務・司法分野の取組を深化させ、「法の支配」などの普遍的な価値観をASEANはもとより世界各国と共有するなどして、「司法外交」を更に推進していきます。

令和4年10月に開催された日ASEAN関連会合の様子



**ASEAN-Japan
Special Meeting of
Justice Ministers**

日ASEAN特別法務大臣会合
公式ロゴマーク

日ASEAN特別法務大臣会合の詳細については、公式Twitterで発信していきます。ぜひフォローをお願いいたします。

https://twitter.com/MOJ_ASEAN_Japan



詳しくは法務省ホームページ「日ASEAN特別法務大臣会合」のコーナーに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai10_00003.html



Mission

大臣官房は、全ての府省に設置されている組織であり、秘書、人事、会計といった一般的な管理業務や、政策の企画・立案の総合調整などを担っています。

法務省の大臣官房には、司法法制部、秘書課、人事課、会計課、国際課、施設課及び厚生管理官の各組織が置かれています(司法法制部、国際課及び施設課の業務内容は、23ページ以降をご覧ください)。

省内の舵取り役・総合調整

法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることといった、国民の生活に密接に関連する幅広い政策を任務としています。

これらの任務を達成するため、所掌事務が具体的に細分化され、その所管部局が定められていますが、多様化・複雑化する社会情勢において、複数の部局が関係する政策や、法務省全体として検討していかなければならない政策課題も多々ありますので、様々な政策の企画・立案のプロセスにおいて省内調整や関係省庁等との調整を行い、法務省としての対応方針を策定し、実行に移していくという「法務省の舵取り役」の役割が、極めて重要となります。

大臣官房は、これらの法務行政を円滑に運営するための各局部課間の総合調整を担当しています。

「人による人のための法務行政」を円滑に遂行するために

法務省の特徴の一つとして、地方における機関(法務局、検察庁、刑務所、保護観察所、出入国在留管理局など)が多いこと、また、5万5千人を超える職員が全国各地で働いていることが挙げられます。その業務内容も、国民のみなさんの権利の実現を助けるための登記制度の運用や人権擁護活動、犯罪や非行をした人たちの更生支援など、国民一人一人の生活に密接に結びついたものとなっています。法務行政が、「人による人のための行政」と呼ばれるのは、こうした特徴があるからです。

本省に限らず、地方機関が適切に整備・運営され、職員一人一人が生き生きと職務に取り組むことができる環境をつくることは、ひいては、「誰もが安全・安心に暮らせる公正・公平な社会の実現」につながることでありますので、法務省全体の機構・定員に関することや、施策を実施していくための予算要求、庁舎等の施設整備もまた、大臣官房の重要な役割といえます。



法教育の授業風景



工事を監督する施設課職員



面接指導を行う刑務官



上陸審査を行う入国審査官

アット・ホームプラン ― プラスONE ― ～ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包摂性)の実践を目指して～

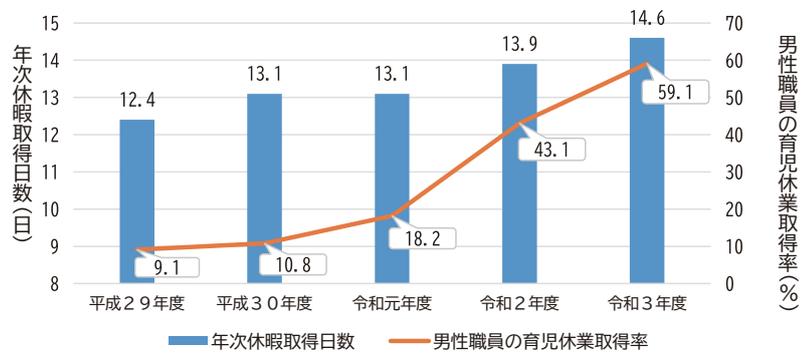
法務省では、女性の職業生活における活躍と全ての職員のワークライフバランスの推進のため、「アット・ホームプラン ― プラスONE ―」を策定し、政府全体としての取組に加え、法務省としての主体性と独自性を持った「プラスONE」の取組を行っています。

「プラスONE」の取組として、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進、年次休暇の取得促進や取得しやすい雰囲気醸成、育児休業から復帰する職員の不安を解消する子育てメンター制の導入などに取組んでおり、職員のワークライフバランス及び女性職員活躍の更なる推進を図っているところです。

直近5年間における年次休暇取得日数及び男性職員の育児休業取得率の推移(※)を見ても、これらの数値は上昇傾向にあり、上記取組の成果の表れといえます。

引き続き法務省では、上記取組を更に発展させ、全ての職員が生き生きと働くことができる、魅力あふれる職場作りに努めていきます。

(※)直近5年間の年次休暇取得日数及び男性職員の育児休業取得率の推移



(注)「年次休暇取得日数(日)」については、暦年で算出。

法務省におけるEBPMの取組

現在の社会は、デジタル化の急速な進展やコロナ禍に見られるように環境の変化が早く、社会課題が複雑さや困難さの度合いを増しており、先を見通しにくい状況にあると言われてしています。このような状況にあっても、行政は様々な社会課題にしっかりと対応して、解決していかなければなりません。

そうした中、日本の行政の傾向として、「行政は間違っていない」、「現行の制度は間違っていない」と考える、いわゆる「無謬性神話」が存在すると指摘されてきました。無謬性にとらわれると、環境が変化し、政策が社会課題に十分に対応できていなくても、これまでは正しかったと安易に前例踏襲を続けてしまうといった弊害が生まれてまいります。

このような無謬性から脱却して、複雑化する社会課題に対応していくためには、社会状況は常に変化することであることを前提に、効果が上がる政策が何であるかを学習しながら探索していくことができる政策立案・評価の仕組みが必要です。

こうした背景から、EBPM(Evidence Based Policy Making)と呼ばれる政策の目的と手段との論理的なつながり＝「政策の基本的な枠組み」を明らかにする取組を進めています。政策の枠組みを明らかにすることで、複雑化する社会課題に、行政と様々な関係者が目的を共有して協働することや、事後的に検証・改善ができるようになります。EBPMは、これからの政策立案の基本となる営みです。

Mission

大臣官房国際課は、法の支配や基本的人権の尊重といった基本的価値を国際的に浸透させるための取組である「司法外交」の推進を目的として平成30年4月1日に設置され、法務省の国際関係事務についての基本的な政策の企画立案・総合調整、国際会議の開催、外国政府職員等による表敬対応等の事務を行っています。

国際課では日々、法務省の国際関係事務に関し、関係府省や国際機関、大使館、関係団体からの様々な照会の対応に当たるとともに、法務省が行う国際的な施策のうち、省内横断的な戦略に基づき実施する必要があるものについて、総合的なプランニングを行っています。

京都 kongress の成果展開

1 「再犯防止国連準則」の策定の主導

令和3年3月に犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議である第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都 kongress）が日本で開催されたところ、その京都 kongress のフォローアップの取組の一つとして実施されているのが、「再犯防止国連準則」の策定の主導です。

京都 kongress の成果文書である「京都宣言」では、再犯防止に関する詳細な記載が設けられ、再犯防止分野に対して、各国から高い関心が寄せられました。我が国では、再犯防止推進計画を策定し、約130年の歴史を持つ保護司制度や就労支援等を始めとした官民連携による再犯防止の取組を実施していることから、それらの知見をもとに、外務省と連携し、国連準則の策定にリーダーシップを発揮していきたいと考えています。国連準則は、各国における立法や施策立案の際に参照されることを通じ、各国の施策の充実に重要な役割を果たすものです。

法務省としては、再犯防止準則の策定を主導するだけでなく、開発途上国における同準則の実施を支援し、各国の再犯防止施策の充実に貢献することも目指しています。



京都 kongress 開会式

2 「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の定期開催

「京都宣言」では、若者のエンパワーメントの重要性が指摘されました。そこで、法務省では、国連薬物犯罪事務所（UNODC）の協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期的に開催することとしました。法遵守の文化とは、国民が、法やその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化を意味します。このフォーラムを通じて、「法遵守の文化」の醸成の重要な要素となる、若者のエンパワーメントを推進し、国際社会における「法の支配」の確立を目指しています。

3 「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の定期開催

「京都宣言」では、国際協力及び法執行機関等を対象とした地域ネットワーク構築等の重要性も確認されました。そこで、法務省は、アジア太平洋地域における刑事実務家による情報共有プラットフォームとして、アジア太平洋刑事司法フォーラムを定期的に開催することとしました。このフォーラムを通じて、各国の刑事実務家による相互理解・信頼を促進し、知見を共有することなどにより、アジア太平洋地域における一層の国際協力を進めていきたいと考えています。



アジア太平洋刑事司法フォーラム

国際仲裁の活性化

国際商取引をめぐる法的紛争を解決する手続として、紛争当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る国際仲裁が、グローバル・スタンダードとなっています。国際仲裁は、条約により外国における執行が容易

であること、原則として非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を当事者が選ぶことができること等の様々なメリットがあります。

我が国における国際仲裁の活性化は、日本企業の海外進出を後押しするだけでなく、海外から我が国への投資を促進するための環境整備として重要な課題となっています。

法務省では、平成30年4月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」において取りまとめられた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」に基づき、令和元年度から、民間と連携して、国内外の企業等に対する広報・意識啓発、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、施設の整備等の各施策を包括的に行いながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査分析する調査業務を行っています。

民商事法分野における国際ルール形成主導に向けた貢献

我が国は、法の支配といった基本的価値観に裏打ちされたルールに基づく国際秩序を実現すること、そのために自らルール形成を主導していくことを目標として掲げています。

法務省は、我が国の法制とその運用に親和性のあるルールが形成されるよう、民商事法分野における国際ルール形成に積極的に貢献しています。

その一環として、国際商取引法の調和と統一の促進のために国連総会の下に設立された国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)において、我が国は、国際仲裁、調停等の法的紛争解決手続について、急激にデジタル化が進む中、デジタル化に伴って生じる課題への対応策を検討するため、紛争解決に関する動向の実態調査、分析等を内容とするプロジェクトを提案したところ、その提案は、令和3年12月の国連総会において採択されました。このプロジェクトは、国連事務局に派遣された法務省職員を中心として運営されており、その活躍により着実に実施されています。



法的紛争解決に関する東京フォーラム
(UNCITRAL、ICSIDと共催)

Column

法務省職員の海外での活躍

法務省では、法の支配等の基本的価値の国際社会全体への浸透や法の支配に基づく国際秩序の構築への貢献、そして、我が国をめぐる国際的な法的紛争への的確な対応といった課題に対処するため、職員の海外派遣に積極的に取り組んでいます。

具体的には、在外公館や国際機関の職員としての派遣のほか、法制度整備支援を担うJICAの長期派遣専門家としての派遣も行っており、現在、アジア、北米及び欧州を中心に合計90名程度が赴任しています。

また、法務省では、国際的な諸課題に対応できる職員の裾野を広げるべく、高度な語学能力に裏打ちされた、国際情勢を踏まえたバランス感覚と法的思考能力とを併せ持つ人材を広く育成しているところです。

今後も引き続き、法務・司法分野において国際的に活躍できる人材を育成するとともに、国際分野における我が国に対するニーズや活動領域等を踏まえた職員派遣を進めていきます。



スイス・ジュネーブでの人権条約審査出席の様子

Mission

大臣官房施設課は、法務行政の目的に適合した施設及びサービスを効率的に提供するため、法務省が所管する施設の整備・管理に関する事務及び外国の矯正施設の整備に関する国際協力を行っています。
 法務行政全般が円滑に遂行されるために、その「場」となる建物を最適な状態にすべく、安全な施設、人に優しい施設、調和のとれた施設をコンセプトに、長年培ってきた技術力、創造力を結集して施設整備を行っています。

施設整備・管理

大臣官房施設課は、法務省の施設整備部門として、刑務所、拘置所、少年院などの収容施設及び法務局、検察庁、出入国在留管理局などの官署施設の整備(企画、設計、工事監理など)を行うだけでなく、完成した施設の財産管理から保全まで、法務省施設に関する業務を一貫して行っています。

●企画立案

施設の新築、改修などの工事計画を省内の他部局や他省庁と調整し、企画立案をします。

●予算要求

作成された工事計画に基づき、必要な金額を算定し、予算要求をします。

●設計

予算、敷地条件、性能、法規制、周辺環境などを勘案しながら設計をします。

●積算

設計図に基づいて適切な工事費を算出します。

●工事契約

技術審査などの入札手続を経て施工業者を決定し、工事の契約を結びます。

●工事監理

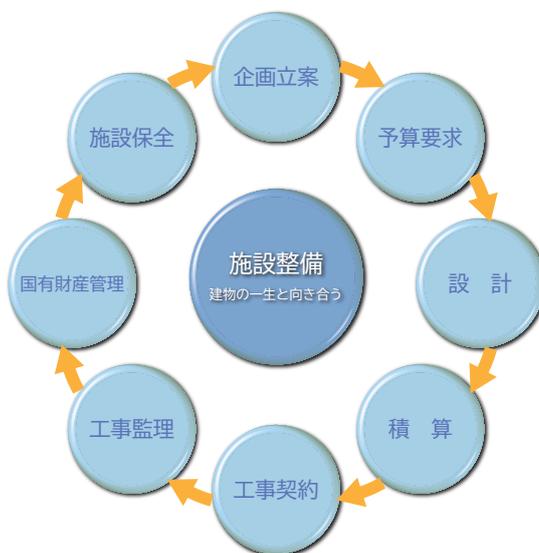
発注した工事について、設計図どおりの施工がなされるよう工事監理を指導します。

●国有財産管理

法務省が所管する土地や建物などの国有財産を管理します。

●施設保全

建物が常に適正な状態に保たれるよう施設保全についての指導をします。



収容施設(広島刑務所)



官署施設
(福岡第2法務総合庁舎)

施設整備に関する取組

法務省所管の施設の総数は、794施設(令和4年4月1日現在)あり、建物の延べ面積が他省庁に比して膨大で、また事務庁舎から収容施設までと多様です。それらの施設が長期にわたり機能を維持しつつ良好な状態で使用できるよう、老朽化した施設の建て替えや長寿命化改修を実施するとともに、施設の保全にも重点的に取り組んでいます。

●長寿命化

老朽化した施設や耐震性能が劣る施設を単に建て替えるのではなく、置かれた施設の状況を総合的に判断し、耐震性能や現在のニーズに即した機能を維持するための改修を行い、建物の建て替えサイクルがより長期になるよう取り組んでいます。



下妻拘置支所長寿命化改修前(左)と改修後(右)

●集約化

施設の建て替えに当たり、複数の組織を集約して整備する集約化に取り組んでいます。建物数を減らし、共用スペースの相互利用や設備の共用により効率化を図ることで、施設整備や維持管理の費用の削減が期待できます。

国際法務総合センターは、各地に分散していた法務省所管の施設を、東京都昭島市に所在する国有地(立川基地跡地昭島地区)約12.6万㎡に集約整備しました。これにより、法務省施設による新たな「まち」が誕生しました。



国際法務総合センター(平成31年完成)

●地域環境への配慮

国際法務総合センターでは、昭和記念公園など緑豊かな武蔵野の地に立地する施設として、地域の景観に溶け込むよう、敷地西側は、緑道としています。この計画に当たっては、ワークショップが開催され、地域の方々からアイデアをいただいています。



地域の景観に溶け込む緑道

国際協力

矯正施設整備のノウハウを有する国内唯一の機関として、矯正建築の分野における国際協力に取り組んでいます。

●アジア矯正建築会議 (ACCFA)

各国が有する課題などについて発表及び討議し、矯正建築分野における最新情報の共有を図っています。日本は、理事国として、運営に主導的な役割を担っています。第8回は日本で開催され、13か国4機関が参加しました。次回はタイで開催予定です。



令和元年 第8回ACCFA(日本)

●タイ王国への技術協力

日本政府からの無償資金協力によって建設されたシリントン少年院のプロジェクトに、事前調査・基本設計の段階から携わり、少年院の設立に大きく貢献しました。また、施設課職員をJICAの専門家として派遣し、タイ全国の少年矯正施設や成人矯正施設の整備に関する助言を行いました。



シリントン少年院

各種研修

施設課には、技術者が法務技官として所属しています。職員の技術力向上のため、施設課内の研修や外部研修に参加し、矯正施設や公共施設の建築に関する学びをサポートする体制も充実しています。

入 省 ～ 2年目：初年度育成

2年目 ～ 5年目：若手職員実務研修(内部研修)、短期外部研修(全国建設研修センター等)

6年目 ～ 10年目：長期外部研修(国土交通大学等)

Topics



公認キャラクター

氏 名：シセツ カメ 施設 課明
 役 職：広報担当(施設課公認キャラクター)
 生息地：法務省大臣官房施設課(中央合同庁舎第6号館A棟16階)



施設課HP

Mission

大臣官房司法法制部は、国の基盤である法令に関することを担っており、具体的には、司法制度に関する調査研究や法令案の作成、法令・判例や法務に関する資料の収集・整備・編さん・刊行、法制審議会の運営、法務省の所掌事務に係る統計に関する事務、総合法律支援に関する事務、法教育に関する事務、弁護士資格認定に関する事務、外国法事務弁護士に関する事務、債権管理回収業の許可・監督に関する事務、民間紛争解決手続の業務の認証・監督に関する事務を行っています。

日本の司法基盤を支える法曹の養成

平成13年の司法制度改革により、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度が創設されました。法務省では、社会の様々な分野に法的サービスが拡充されるよう、法曹養成制度全体の在り方、法曹人口の在り方及び法曹の活動領域の拡大について、文部科学省をはじめとする関係機関と連携しながら、必要な施策を講じています。

法教育の推進

法教育は、法律専門家ではない一般の方々が、「基本的人権の尊重」「法の支配」など、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを目的とする教育です。価値観が多様化・複雑化した現代社会においては、法教育を通じて、自らの考えを持ちながら、他者の考えも尊重し、社会の一員として共に生きていくことができる力を育むことが大切です。法務省では、法教育を更に推進するために、様々な取組を行っています。

◆法教育の担い手の育成

教員向け法教育セミナーの実施や、各種教員研修等への講師派遣などを通じて、法教育の意義や実践方法等を伝え、法教育の担い手を育てています。

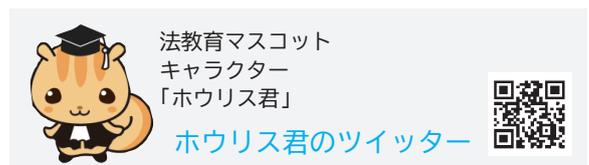
◆法教育に取り組む方々への支援

発段階に応じた各種法教育教材を作成し、法務省ホームページで公開しています(モデル授業例や解説動画も掲載しています。)。また、学校等からの要望に応じて、法務省職員による出前授業等を行っています。



◆法教育に関する広報・啓発

法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」を活用し、法教育を広めるための活動をしています。



法令外国語訳の推進

日本の法令が広く正確に理解されるため、法務省では日本の法令を外国語に翻訳して、ホームページに公開する取組を進めています。専用のホームページにおいて、民法、会社法などの850本以上の英訳法令を公開しているほか、法改正の内容をコンパクトかつタイムリーで紹介する改正法の概要情報の英訳や法令翻訳の指針となる「法令用語日英標準対訳辞書」なども公開しています。

外国法事務弁護士制度

外国法事務弁護士の制度は、外国の弁護士資格を有する者に対し、国内での試験を経ることなく、資格取得国の法に関する一定の法律事務の取扱いを認める制度です。法務省では、外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務を行っています。

令和4年11月1日には、「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」制度がスタートしました。日本法及び外国法に関する質の高い法律サービスをワンストップで提供することが可能となり、当該共同法人は支店等を設置できることから、地方都市にもワンストップサービスが広がることが期待されます。

債権回収会社(サービサー)制度

法務省では、債権管理回収業の許認可などに関する審査事務やサービサーの適正な運営を確保するための立入検査などの監督事務を行っています。

認証紛争解決手続制度

法務省では、裁判外紛争解決手続(ADR:Alternative Dispute Resolution)の利用の促進を図るため、民間紛争解決手続(民事上の紛争について民間事業者の行う調停・あっせん等)の業務を対象として、法令の定める基準・要件を満たし、適正と認められるものを認証する業務を行っています。

◆ODRの推進に向けて

法務省は、デジタル技術を活用して民間紛争解決手続をオンライン上で実施するODR(Online Dispute Resolution)を推進していくため、令和4年3月、「ODRの推進に関する基本方針」(以下「基本方針」)を策定しました。ODRは、ADRの特長(手続の柔軟性、簡易・迅速性、非公開性、紛争内容に応じた専門家の活用等)に加え、時間・場所の制約なく、非対面で行うことができる等の利点があります。近年、調停・あっせん等にウェブ会議等を導入する認証紛争解決事業者は増加しています。

法務省では、基本方針に沿った取組を含め、国民のみなさまに、認証紛争解決事業者が行う民間紛争解決手続を身近に利用していただけるよう様々な取組を行っています。



<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>



日本司法支援センター(法テラス)を中核とした総合法律支援

法テラスは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とし、平成18年4月に設立された法務省所管の公的な法人です。法テラスは、各種機関・団体とのネットワークの構築・強化に努めながら、総合法律支援法第30条第1項に規定されている以下の5つの業務のほか、受託業務として、日本弁護士連合会委託援助業務を行っています。

①情報提供業務

法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報の無料提供

②民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方に対する無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替え

③国選弁護等関連業務

国選弁護人等候補者の裁判所への通知及び国選弁護人等に対する報酬等の算定・支払

④司法過疎対策業務

法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させて、法律サービス全般を提供

⑤犯罪被害者支援業務

犯罪被害者支援に関する情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者への法律相談の実施、国選被害者参加弁護士候補者の裁判所への通知等



日本司法支援センター
法テラス

法テラス・サポートダイヤル
☎0570-078374
おなやみなし

犯罪被害者支援ダイヤル
☎0120-079714
なくことないよ

ホームページ
<https://www.houterasu.or.jp>



問合せ
法制度情報・サービスの提供
利用者(国民)

連携・協力

法的トラブルの解決のために力になってくれるところ

- ・都道府県や市区町村
- ・弁護士や司法書士などの法律専門家
- ・犯罪被害者支援団体など

Mission

民事局は、国民の権利と財産を守ることを目的とし、登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、公証、司法書士及び土地家屋調査士に関する事務、さらに民法、会社法及び民事訴訟法など民事基本法令の制定、改廃に関する法令案の作成などの事務を行っています。

所有者不明土地の解消に向けた取組

所有者が分からない土地は、利用や管理が困難であるため、公共事業や災害復興の妨げとなっています。こうした所有者不明土地問題を解決するための新しい制度が令和5年以降、順次施行されます。詳しくは「所有者不明土地対策の推進」（7ページ）を御覧ください。

無戸籍者問題解消への取組

女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、夫又は元夫が子の父と推定される（嫡出推定）ことになるため、他に血縁上の父が存在することなどを理由として、出生の届出がなされず、子が戸籍に記載されないことがあります。

無戸籍者の方は、行政上のサービスを受けられないことがあるなど、社会生活上の不利益を被るおそれがあり、一刻も早く、その解消を図る必要があるため、これらの方々が戸籍に記載されるための手続について、法務省ホームページにおいて案内を行っています。

詳しくはこちら

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html



遺言書保管制度

遺言書保管制度は、全国312か所の遺言書保管所（法務局・地方法務局の本局及び支局。東京法務局板橋出張所を含む。）で、自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度です。自筆証書遺言は、自書能力さえあれば、特別の費用も要さず作成することができ、遺言者にとって手軽で自由度が高いものですが、作成や保管に第三者の関与が不要であるため、相続開始後、遺言書の真正や内容について紛争が発生したり、遺言書の存在に気付かないまま遺産分割がされるリスクがあるといわれます。

そこで、本制度に基づき、保管の申請時に、民法に定められた自筆証書遺言の方式に関する外形的な確認を行い、遺言書の原本や画像情報等を記録して保管・管理することにより、それらのリスクが軽減されます。

保管された遺言書について、相続開始後、相続人等は、閲覧や遺言書情報証明書を取得して内容を確認することができます。相続人の一人が閲覧や証明書を取得した場合にはその他の相続人等に、遺言者の死亡の事実を確認した場合には指定した者に、それぞれ遺言書が保管されていることを通知し、遺言書の存在が速やかに把握されることとなります。また、保管された遺言書は、家庭裁判所の検認が不要です。



遺言書ほかんガルー

実質的支配者リスト制度の運用

公的機関において法人の実質的支配者に関する情報を把握することについては、法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から、国内外の要請が高まっているところです。

そこで、法務省における取組として、令和4年1月31日から実質的支配者リスト制度の運用を開始しており、株式会社からの申出により、当該株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業法人分野において高度な専門性を有する商業登記所の登記官による確認の上、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付を行っています。

法務局の事務

法務局は、法務省の地方組織の一つとして、国民の財産や身分関係を保護する登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管の民事行政事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的人権を守る人権擁護事務を行っています。



東京法務局

詳しくは「法務局ホームページ」で検索してください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>



法務局の組織

法務局の組織は、全国を8つのブロックに分け、各ブロックを受け持つ機関として「法務局」（8局）があり、この法務局の下に、概ね府県を単位とする地域を受け持つ「地方法務局」（42局）が置かれています。

さらに全国の法務局及び地方法務局には、支局・出張所が置かれています。

法務局、地方法務局及び支局では、登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、訟務、人権擁護の事務を行っており、出張所では主に登記の事務を行っています。



法務局の様子

Column

国籍選択のイメージキャラクター「せんたん」の紹介

我が国において、日本の国籍と外国の国籍を有する人（重国籍者）は、一定の期限までにいずれかの国籍を選択する必要があります。そこで、国籍選択制度を広く知ってもらうために誕生したのが「せんたん」です。

あらいぐまに似たフェアリー（妖精）である「せんたん」は、鼻の上のハートマーク模様がチャームポイントであり、好きなことは洗濯（選択）することです。

国籍選択制度を皆様にご存知いただくために、これからも「せんたん」は活動していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

国籍選択イメージキャラクター「せんたん」



Mission

刑事局は、刑事法制(刑法・刑事訴訟法等に関する法制)の企画・立案や、犯罪人の引渡し、国際捜査共助、検察に関することなど、刑事に関する事柄を所管しています。刑事局には、総務課、刑事課、公安課、刑事法制管理官、国際刑事管理官が置かれ、それぞれの所掌事務に係る業務・施策を行っています。刑事局は、処罰されるべき人が適切に処罰されるようにすることで社会正義を実現することを目標とし、日々の執務に取り組んでいます。

時代に即した刑事法制の整備

刑事局では、社会情勢や国民の意識の変化に対応し、時代に即した刑事法制を整備するため、刑法や刑事訴訟法等の刑事に関する法令について必要な検討や見直しを行っています。

近年では、いわゆる「あおり運転」による死傷事犯の実情等に鑑み、危険運転致死傷罪の対象となる行為を追加する法整備を行ったほか、18歳及び19歳の者について、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえつつ、その可塑性も考慮して、18歳以上の少年の特例等を定めるための少年法等の改正を行いました。

改正少年法の主なポイント

詳細は法務省HP



ポイント① 少年法の適用

- 18・19歳も「**特定少年**」として**引き続き少年法が適用**され、**全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定**します。
- ただし、**原則逆送対象事件の拡大**や**逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取扱われる**(※2)など、**17歳以下の者とは異なる取扱い**がされます。
(※2) 例えば、有期懲役刑の期間の上限は30年(17歳以下の少年の場合は15年)になります。

ポイント② 原則逆送対象事件の拡大

- 原則として逆送決定がされる**原則逆送対象事件**に、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した**死刑、無期又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件**(※3)が追加されます。
(※3) 例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強制性交等罪、組織的詐欺罪などが該当します。

ポイント③ 実名報道の解禁

- 少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した事件について**起訴された場合**(※4)には、**禁止が解除**されます。
(※4) 略式手続(非公開の書面審理により一定額以下の罰金・科料を科す手続)の場合は除きます。

また、令和4年には、人の名誉を傷つける行為の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げることのほか、罪を犯した者の改善更生・再犯防止に向けた処遇を一層充実させるため、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とする刑法等の改正を行いました。

さらに、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備、刑事手続を通じて犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備、性犯罪に対処するための法整備についても検討を行っています。

刑事手続のIT化

刑事手続のIT化は、情報通信技術の活用により、捜査や公判で用いられる書類を電子データ化し、オンラインで発受したり、非対面で実施できる手続を拡大したりすることで、手続に関与する国民の負担軽減や手続の円滑化・迅速化を目指すものです。

現在、刑事局では、法制・システムの両面からその実現に向けた検討を進めています。

検察庁における各種取組への支援

検察庁における近年の各種取組を支援しています。

(1) 犯罪被害者の方々への支援

犯罪被害者の方々の保護・支援のため、捜査や裁判など各段階に応じ、様々な支援制度が設けられています。具体的な支援制度については、こちらを御覧ください。

また、犯罪被害者の方々に、よりきめ細やかな配慮をしつつ、十分な保護・支援を行えるよう、地方検察庁に配置している犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員等を対象とした研修を実施しています。

(2) 検察庁における再犯防止

検察庁では、被疑者・被告人のうち、高齢・障害等により福祉的支援が必要な者に対して、保護観察所、弁護士会、福祉・医療関係機関等と連携し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しするなどの取組(入口支援)を実施しています。また、支援を円滑に実施するため、各地検に担当部署を設置し、担当の検察官、検察事務官を配置しているほか、必要に応じ、社会福祉士を社会福祉アドバイザーとして雇用して助言を得るなどして、取組を推進しています。

犯罪被害者向けパンフレット、動画がご覧いただけます。
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html




刑事における国際協力

人や物の国際的な往来や情報通信技術の進歩等に伴う犯罪の国際化に的確に対応し、そのような犯罪に厳正に対処するためには、外国に所在する証拠を収集する手続を効率化し、我が国の捜査機関と外国の捜査機関との連携を強化する必要があります。

このような連携強化の一環として、我が国は、日米(平成18年7月発効)、日韓(平成19年1月発効)、日中(平成20年11月発効)、日香港(平成21年9月発効)、日EU(平成23年1月発効)、日露(平成23年2月発効)及び日越(令和4年8月発効)の各刑事共助条約・協定並びにサイバー犯罪に関する条約(平成24年11月発効)、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(平成29年8月発効)及び腐敗の防止に関する国際連合条約(平成29年8月発効)を締結しました。これらの締約国及び地域との間では外交経路を介することなく、証拠の収集について我が国の法務省等と相手国の司法当局との間で直接連絡をとることができ、手続の迅速化が図られています。また、今後も更なる連携強化を図っていくこととしています。

検察庁について

検察庁は、裁判所に対応しておかれており、その種類としては、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁があります。検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。

検察官は、刑事事件について、捜査や起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなど、公益の代表者として活動しています。

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。



詳しくは「検察庁ホームページ」で検索してください。

<https://www.kensatsu.go.jp/top.shtm>



出前教室や移動教室を実施しております。学習目的などご要望に合わせてアレンジ可能です。お申し込みは、最寄りの検察庁へお気軽にお問合せください。



検察広報キャラクター「サイバンインコ」



Mission

犯罪や非行をした人に自らの罪を反省させるとともに、円滑に社会復帰できるよう、年齢や障害、犯罪に起因する問題性などに応じた指導を行うなど、再犯・再非行を防止することを目的として、犯罪等をした人を収容する矯正施設の運営に関する事務などを行っています。

改正少年法に関する対応

令和4年4月1日、改正少年法が施行され、民法上の成年である18歳及び19歳の者は特定少年として引き続き少年法の適用対象とされました。少年院では、大人としての自覚を高めるため、「自ら考え行動する力」を育むことに力を入れることとし、特定少年を対象とする「成年社会参画指導」を新たに導入するとともに、全在院者を対象として、職業指導種目を再編し社会生活とのつながりを意識した矯正教育の充実を図りました。また、第5種少年院を新設し、2年間の保護観察に付された特定少年が重大な遵守事項違反をした場合で家庭裁判所の決定により少年院へ収容された際に、保護観察所と綿密に連携した処遇を展開することとしました。



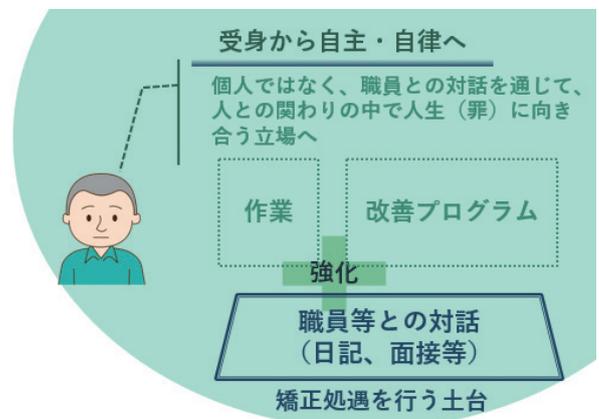
少年鑑別所では、特定少年について原則逆送事件の対象拡大等の特例が設けられたことを踏まえ、鑑別実施体制の強化を図ることとしました。さらに、矯正教育等の充実に資するため、原則として少年院の全在院者を対象に、在院中に1回以上処遇鑑別を行い、個人別矯正教育目標の達成状況等を分析した結果を少年院に通知することとしました。

若年受刑者処遇の新たな取組

法務大臣から発せられた諮問第103号に対する法制審議会の答申を踏まえ、刑事施設において、少年院の知見・施設を利用して、おおむね26歳未満の若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図ることとしました。

1 令和4年9月から、若年受刑者のうち、犯罪傾向が進んでいない者を選定し、男子は川越少年刑務所に、女子は美祢社会復帰促進センターに収容し、他の受刑者から独立した居室棟、工場において、「若年受刑者ユニット型処遇」として、おおむね30名以下の小集団を編成した上で、少年院の矯正教育のノウハウ等を活用し、職員と受刑者との信頼関係に基づく「対話ベース・モデル」の処遇を行っています。

2 少年院である「市原学園」を刑事施設としてリニューアルし、知的障害等を有し、特に手厚い処遇が必要な若年受刑者を収容の上、社会生活に必要な生活習慣、対人関係スキル等を習得させるための指導を中心とした「少年院転用型」の処遇を令和5年度内に開始します。



指導監督に加え伴走を

問題を起こさせないように、問題への対応を主とする役割から、犯した罪や人生をとともに考える存在へ



矯正官署の紹介

刑事施設

刑事施設には、懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容する刑務所、少年受刑者などを収容する少年刑務所、被告人、被疑者など、主に刑の確定していない未決拘禁者を収容する拘置所があります。 →



少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育や社会復帰支援を行っています。 →



少年鑑別所

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行っています。

また「法務少年支援センター」として、地域社会における非行及び犯罪の防止のため、非行、いじめ、家庭内暴力など一般の方々や学校の先生などの関係者からの相談に応じています。 →



矯正研修所

矯正職員に対する職務上必要な研修を行っているほか、矯正に関する効果検証等を行っています。 →



Topics

長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業について

令和2年度に法務省矯正局が実施した特別調査により、全国で1,345名の知的障害又はその疑いのある受刑者がいること、そのうち療育手帳を取得している者は414名(30.8%)であることが判明しました。これらの受刑者は、再犯に至るまでの期間が比較的短く、刑事施設への入所度数は全体より多い傾向にあります。

そこで、令和4年度から、長崎刑務所において、九州各県所在の刑事施設から知的障害又はその疑いのある受刑者50名程度を集約し、障害者福祉

の専門的知見を有する社会福祉法人と業務委託契約を締結し、①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整の4つの取組を柱とする事業を展開し、在所中から出所後の生活安定に向けた一貫性のある指導及び社会復帰支援を実施するほか、出所後も息の長い寄り添い型の福祉サービスに移行できる体制を構築しています。

Column

「矯正施設と地域との連携について」

刑務所や少年院は、高い塀に囲まれた近寄りづらい場所、というイメージがありませんか？

そんなイメージを転換して「地域の資源」と捉えていただくため、近年、矯正施設は地域の皆様と



連携し、様々な取組を実施しています。例えば、横浜刑務所の受刑者が製作した下駄箱を鎌倉市内の小中学校に設置しています。また、災害時に矯正施設の一部を避難所として地域住民に開放したり、被災地に職員を派遣して支援を実施したりするなど、地域の防災拠点にもなっています。

こうした取組の詳細はこちらから



Mission

保護局は、安全安心な地域社会の実現のため、実社会の中で、犯罪や非行をした人の再犯を防止し、立ち直りの支援を行う更生保護に関する事務を所管しています。具体的な業務としては、保護観察官と保護司が協働し、健全な社会の一員として更生するよう指導監督・補導援護を行う保護観察、矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などを調査し改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整える生活環境の調整、刑務所や少年院からの仮釈放等、社会を明るくする運動などの犯罪予防活動、恩赦、更生保護における犯罪被害者等施策及び心神喪失者等医療観察制度の中の地域社会における処遇等を担っています。

保護観察処遇

再犯・再非行防止に向けた指導等を効果的に行うため、個々の保護観察対象者の特性等を的確に把握して処遇の充実に努めています。令和3年1月からアセスメントツール(CFP)を導入し、再犯・再非行に結び付く要因や改善更生に役立つ事項を網羅的に収集・分析し、その分析結果や統計的な再犯リスクの程度の評価を踏まえて保護観察を実施しています。また、認知行動療法を理論的基盤とした専門的処遇プログラムを薬物事犯者等に実施しているほか、保護観察対象者のニーズに合わせた福祉的支援や就労・住居支援にも積極的に取り組んでいます。



集団プログラムの様子(イメージ)

更生保護の地域貢献

犯罪や非行をした人への「息の長い」支援に加え、地域の民間協力者や地方公共団体等の再犯防止活動を支援し、地域で暮らすすべての人たちに必要に応じた援助を行っています。

- ・刑執行終了者等のみならず、地域住民、関係機関等からの相談にも応じ、更生保護に関する専門的な知識を活かして、必要な情報の提供、助言等の援助を行います。
- ・更生保護施設を退所するなどして地域で暮らしている人には、生活が軌道に乗るまでの間、更生保護施設職員が自宅を訪問するなどして相談に乗ったり、社会生活に必要な様々な手続に同行するなどの継続的な支援を行っています。
- ・一部の地域では、保護観察所が専門のノウハウを持った民間の事業者へ委託し、刑執行終了者等を地域で支える民間協力者で構成される支援ネットワークの構築を推進しています。

これらの活動を通じて、更生保護が地域福祉の向上に必要な役割を果たすことで、地域社会に貢献し「誰一人取り残さない」共生社会の実現に取り組んでいます。

保護司適任者確保

近年、保護司は減少傾向にあるため、法務省では、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業等の地域住民の方の中から保護司適任者を見出すための「保護司候補者検討協議会」や、地域の方々に保護司活動を体験してもらう「保護司活動インターンシップ」を実施しているほか、保護司活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」を全国に整備しています。

また、広報活動にも注力しており、“社会を明るくする運動”など様々な機会を捉えて、保護司の魅力や保護司制度の意義を発信しているほか、国際会議等の機会を通じて、保護司の国内外における認知を向上させ、評価を一層高めることにより、保護司のやりがいや誇りの醸成につなげています。

保護局について
もっと詳しく知りたい場合はこちら



更生保護の担い手

地方更生保護委員会

全国8か所に置かれ、仮釈放等の決定や、仮釈放中の人が決められた約束事を守らなかった場合の仮釈放の取消し決定などを行っています。

保護観察所

全国50か所に置かれ、保護観察処分を受けた少年、少年院からの仮退院者、刑務所からの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者などに対する保護観察や、医療観察などを行っています。

保護観察官

地方更生保護委員会と保護観察所に配置されている国家公務員で、医学、心理学、教育学及び社会学等の専門的知識に基づき、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整等を行っています。

社会復帰調整官

保護観察所に配置されている精神保健福祉士等の資格を有する国家公務員で、地域関係機関等との連携の下、心神喪失者等医療観察制度の対象となる人への精神保健観察や生活環境の調査・調整等を行っています。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣が委嘱する民間のボランティアです。非常勤の国家公務員ですが、給与の支給はありません。

更生保護女性会

地域の犯罪予防と犯罪や非行をした人の改善更生に協力し、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとする女性によるボランティア団体です。

BBS会

BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会は、少年たちと兄や姉のような身近な存在として接しながら、その健全な成長を手助けする青年ボランティア団体です。

協力雇用主

犯罪や非行をした人たちの前歴等の事情を理解した上で雇用し、その社会復帰に協力する事業主です。

更生保護施設

全国に約100施設あり、住まいや頼れる人がない犯罪や非行をした人に対し、自立に必要な指導や援助等を行うほか、施設退所後の地域生活の定着に向けた継続的な支援も行います。

自立更生促進センター

親族や更生保護施設等では円滑な社会復帰のための必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を宿泊させて、濃密な指導監督と手厚い就労支援等を行う国が運営する施設です。

Column

更生保護マスコット キャラクター



更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん

幸福の黄色い羽根



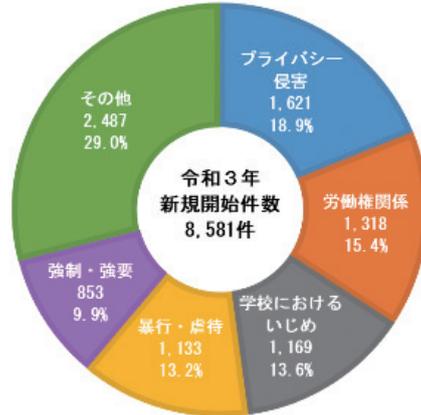
幸福(しあわせ)の黄色い羽根は、犯罪や非行のない明るい社会を願う“社会を明るくする運動”のシンボルマークです。

Mission

人権擁護局は、全ての人々が互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現に向けて、人権問題に関する様々な相談を受け、相談内容に応じた助言などを行う人権相談、いじめやセクハラなどの人権侵犯事件の調査救済、皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために様々な人権啓発活動等を行っています。

人権相談及び人権侵犯事件の調査救済

全国の法務局では、面談による相談、電話やインターネット(SNSを含む)を利用した相談を受け付けています。そこで、人権が侵害された疑いのある案件については、調査を行い、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や、当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」、「勧告」といった措置を講じるなどして、被害の救済及び予防に努めています。



人権侵犯事件数(令和3年)

子どもの人権問題について

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を配布しています。また、専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル0120-007-110(全国共通))を設置し、法務局職員や人権擁護委員が子どもからの相談に応じています。さらに、法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」を開設し、人権相談を受け付けるほか、SNS(LINE)を活用した人権相談を実施するなど、様々な手段を用意し、子どもの人権侵害事案の早期発見に努めています。



子どもの人権SOSミニレター(小学生用)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君(上)
人KENあゆみちゃん(右)

相談窓口案内

英語	みんなの人権 110番	0570-003-110 (全国共通)	ゼロゼロみんなのひやくとおぼん
中国語	子どもの人権 110番	0120-007-110 (全国共通・無料)	ぜろぜろななのひやくとおぼん
韓国語	女性の人権ホットライン	0570-070-810 (全国共通)	ゼロナナゼロのハートライン
フィリピン語	外国人権相談ダイヤル	0570-090-911 (全国共通)	
ポルトガル語			
ベトナム語			
ネパール語			
スペイン語			
インドネシア語			
タイ語			



<https://www.jinken.go.jp/> **クリック**
インターネット人権相談 **検索**

人権啓発

法務省の人権擁護機関では、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるために、シンポジウム等の開催、人権教室や各種研修の実施、インターネットを活用した啓発資料の公表や広告の配信等、様々な人権啓発活動を行っています。

1 啓発活動重点目標『『誰か』のこと じゃない。』

我が国では、子どもや女性に関する人権問題、部落差別など、様々な人権問題が存在しますが、これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。法務省の人権擁護機関では、これらの人権問題を自分や自分の身近な問題として捉え、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、『『誰か』のこと じゃない。』を啓発活動における重点目標に掲げ、様々な人権啓発活動を展開しています。

2 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。



ポスター
「啓発活動重点目標」



第40回全国中学生人権作文
コンテスト入賞作文集



人権教室

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々であり、現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で、人権の大切さを広めたり、人権を擁護していくことが望ましいという考えから昭和23年に創設されたものです。人権擁護委員は、法務局・地方法務局の職員とともに、互いにその長所を生かし、人権相談や人権啓発活動等に取り組んでいます。

Column

「ヘイトスピーチ」って？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

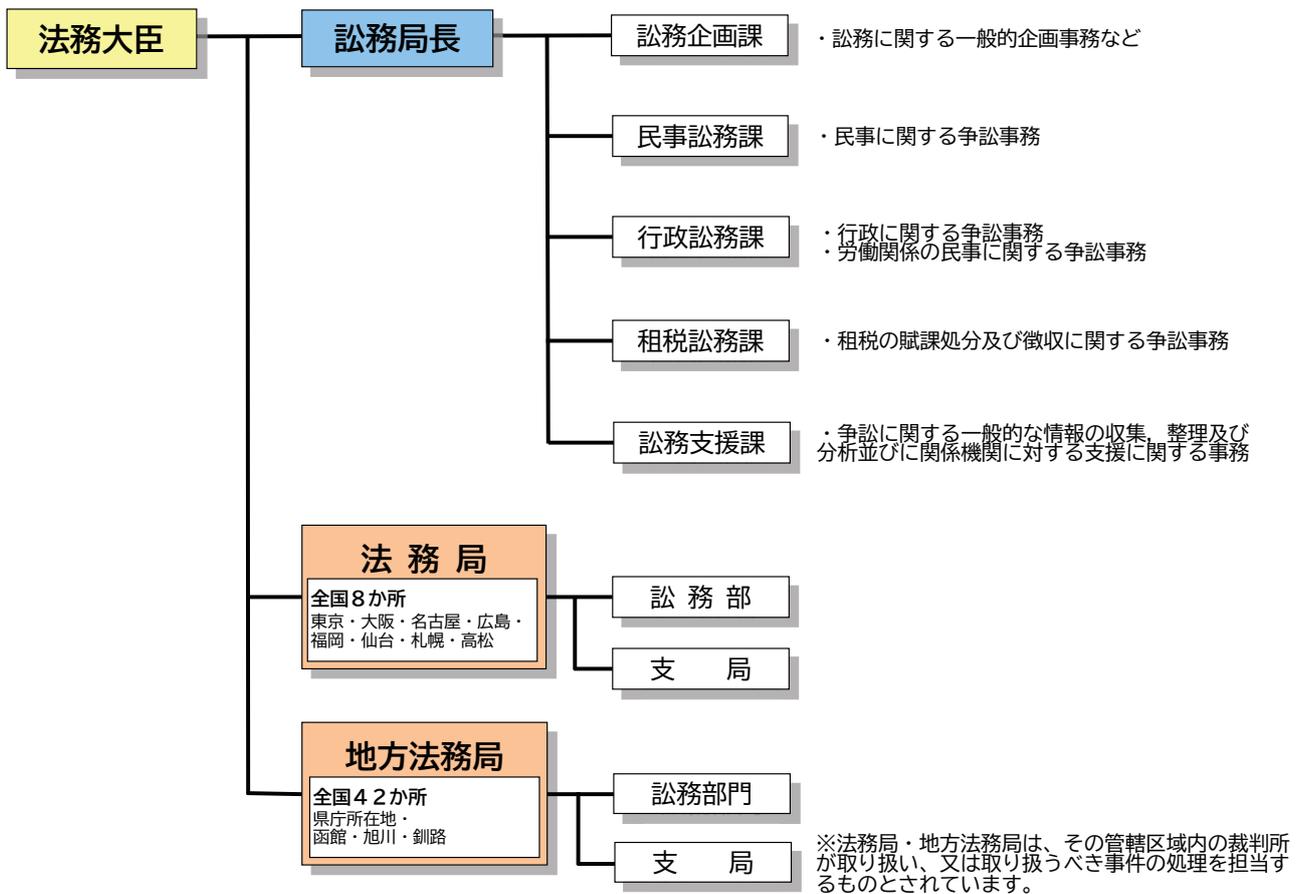


Mission

訟務局は、国の訴訟などの統一かつ適正な処理を目的として、国を当事者とする国家賠償訴訟、行政訴訟などの訴訟事務や、行政機関の求めに応じ、法的紛争に発展するおそれのある案件について法的な助言を行う「予防司法支援」事務を行っています。地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人を当事者とする訴訟のうち、国の利害に関係があると認められるものも、求めに応じて追行しています。

訟務の組織

法務大臣を頂点として、法務省に置かれている訟務局と、地方実施機関としての法務局・地方法務局によって構成されています。



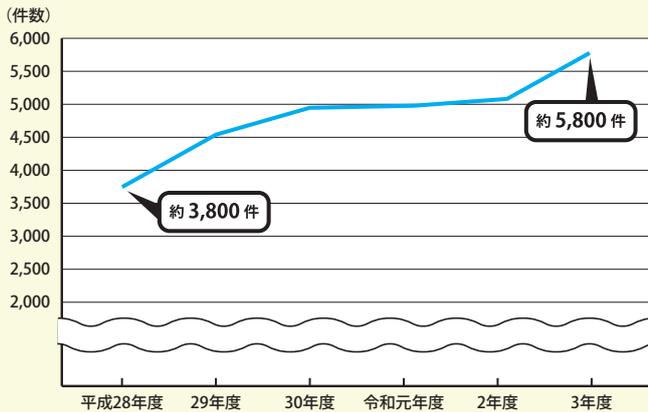
訴訟追行

国を当事者とする訴訟には、国に対して損害賠償を求める国家賠償訴訟や行政処分の取消しなどを求める行政訴訟などがあります。

これらの訴訟の中でも、その結果次第で国の政治、行政、経済等に重大な影響を及ぼすような「重要大型事件」の割合が増加し、近年も高水準で推移しています。

法務省は、司法の一翼を担う者として、これらの訴訟について国の立場から統一かつ適正な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な紛争解決の実現に寄与しています。これによって、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和が図られ、ひいては「法律による行政の原理」が確保されることが期待されます。

重要大型事件の係属件数の推移



<係属中の主な訴訟>

- アスベスト訴訟
- 基地関係訴訟
- 水俣病関係訴訟
- C型肝炎訴訟
- B型肝炎訴訟
- 原子力関係訴訟
- 福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- 諫早湾干拓関係訴訟
- マイナンバー訴訟
- 安保法制関係国家賠償請求訴訟

予防司法支援制度

訟務局では、政府部内の法律専門家として、各行政機関が抱える法律問題について、各行政機関からの照会に応じて、これまでの訴訟対応等によって得た知見を提供するなどして法的な助言を行う「予防司法支援制度」を実施しています。

これは、訟務局が、行政機関が行おうとする施策や処分等が適正かどうかを事前に法的観点からチェックすることで、国の施策や処分等によって、国民の生命・身体・財産等が侵害されたり、裁判等の法的紛争に巻き込まれたりすることを未然に防ぐなど、「法律による行政」を実現し、国民の権利・利益の保護に寄与することを目的としています。

国際訟務

政治、経済を始め様々な分野でグローバル化が進展する中、我が国が他国の裁判所や国際機関における法的紛争の当事者となることも多くなると予想されます。訟務局では、これまで国内外の訴訟の場において長年にわたって培ってきた法解釈や主張立証等の知見・ノウハウを活用して、外務省を始めとする関係府省庁等と連携し、そうした法的紛争を避け、あるいは法的紛争に適切に対応するための支援を行っています。

Topics

訟務局ホームページ

訟務局では、法務省ホームページ上において、国に関する訴訟の情報を掲載しており、係属中の主な訴訟の概要や主な判決等を公開しています。

係属中の主な訴訟の概要

https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html



主な判決一覧

http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html



訟務重要判例集データベース

訟務月報（法務省訟務局が作成している判例情報誌）に掲載されている裁判例を検索・閲覧できるシステム

http://www.shoumudatabase.moj.go.jp/search/html/shoumu/general/menu_general.html



Mission

出入国在留管理庁は、「出入国管理及び難民認定法」(入管法)に基づき、我が国に入国又は我が国から出国する全ての人の出入国と我が国に在留する外国人の公正な在留管理を図るとともに、難民の認定手続、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行っています。

円滑かつ厳格な出入国審査

■全ての人の出入国の公正な管理

外国人がどのような目的で日本を訪れ、どのくらい滞在するのか、それが日本人の生活をおびやかすことがないのかなどを日本の法令に基づいて判断し、日本に滞在することができるかが決められます。これを行う入国管理の仕事は、人の交流が活発になればなるほど一層重要になります。

正当な目的をもって来日しようとする人がスムーズに入国し安心して生活できるようにするとともに、日本での滞在を認めてはならないような外国人から日本国民の生命・安全や産業・国民生活上の利益を守ることもまた、入管の仕事です。

■出入国手続の円滑化(バイオカート・顔認証ゲート・自動化ゲート)

出入国在留管理庁では、出入国手続の円滑化を図るため、上陸審査場における外国人からの個人識別情報取得の迅速化を図るべく、上陸審査の待ち時間に指紋及び顔写真の提供を受けるための機器、通称「バイオカート」を20の空海港で運用しています。

さらに、顔認証技術を活用した顔認証ゲートを用いて日本人の出帰国手続を行うことで、より多くの入国審査官を外国人の審査に充て、審査の厳格さを維持しつつ更なる円滑化を図っています。

また、日本人と一定の要件を満たす外国人は、事前に利用者登録を行うことで、自動化ゲート(指紋認証ゲート)の利用によってもスムーズに出入国の手続を行うことができます。



バイオカート



顔認証ゲート

外国人の適正かつ円滑な受入れ

■外国人の在留の管理

日本に在留する外国人は、上陸の時に決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができます。その在留資格を変更したい、在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいて入管で許可を受けなければなりません。

我が国は、このように在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と滞在を保証すると同時に、これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されないよう配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。

■オンラインによる在留手続

インターネットを利用したオンラインによる在留手続は、これまで一定の要件を満たす所属機関の職員の方や所属機関から依頼を受けた弁護士及び行政書士の方等に限定されていましたが、令和4年3月からは、マイナンバーカードの個人認証機能等を活用することで外国人本人などによる申請が可能となりました(事前にオンライン上での利用者情報登録や郵送等による利用申出を行う必要があります)。

また、「日本人の配偶者等」などの在留資格がオンライン申請の対象に追加されたことにより、永住許可申請などを除く多くの手続がオンライン申請の対象となっています。



オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らすっぴ」

安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

外国人の一部には、不法に日本に入学したり、在留許可の範囲を超えて日本に滞在する人たちがいます。そのような外国人を法令に基づいた手続により強制的に国外へ退去させ、日本国民の安全や利益が害されるのを防ぐことも入管の仕事です。どのような場合に退去強制されることになるかは入管法に定められています。

退去強制事由に該当する外国人については、退去強制手続を執ることとなりますが、その手続に際しては、違反調査、違反審査、口頭審理を通じ、事実関係のほか、外国人の情状をくみとるための手続が慎重に行われています。また、入管法に定める退去強制事由に該当した外国人の全てが国外へ退去されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。

難民の適正な庇護

我が国は、昭和56年に「難民の地位に関する条約(難民条約)」に加入し、難民認定制度を設けています。

難民とは、「人種、宗教、国籍、若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」などをいいます。

日本にいる外国人から難民認定の申請があった場合には、難民であるか否かが審査され、難民として認定されると、その外国人は、「難民旅行証明書」の交付を受けることができるなど、難民条約に定められている保護が与えられることになります。

また、我が国では、第三国定住による難民の受入れを行っており、出入国在留管理庁は主に受け入れる難民の選考手続を担当しています。令和元年に第三国定住による難民の受入れ対象や人数などを拡大する決定がなされたところ、当庁としては、これら政府方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、引き続き同難民の円滑な受入れに努めることとしています。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

令和4年6月、関係閣僚会議において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けた令和8年度までを対象期間とする中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしました。詳細は特集記事「外国人との共生社会の実現に向けた施策の推進」をご覧ください。

全国に広がる出入国在留管理

入管行政を行うための機構として、法務省の外局である出入国在留管理庁が設けられているほか、地方出入国在留管理局(8か所)、同支局(7か所)、出張所(61か所)及び入国管理センター(2か所)が設けられています。



大村入国管理センター



東京出入国在留管理局

Mission

公安調査庁は、破壊活動防止法及び団体規制法に基づいて、我が国の公共の安全の確保を図ることを任務としており、経済安全保障、サイバー攻撃、国際テロ、北朝鮮・中国・ロシア等の周辺国情勢及び国内諸団体の動向など、国内外の諸動向に関する情報を収集・分析し、得られた情報（インテリジェンス）を政府関係機関に適時・適切に提供することで、政府の各種施策に貢献しています。また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施し、その活動実態を明らかにして、国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与しています。

経済安全保障

国際社会において、現在、経済や先端技術をめぐる安全保障上の課題への対応が重要となっています。我が国においても、適正な経済活動や研究活動を装って我が国企業や大学等が保有する技術・データ・製品等の獲得を図る事案等が発生しており、こうした技術等の流出を未然に防止することが重要です。

公安調査庁では、我が国企業や大学等が保有する技術等を標的とした懸念動向に関する情報、懸念国による経済活動を通じた影響力行使に係る情報、外国資本による重要施設周辺等の不動産取得に係る情報などを収集・分析し、政府中枢を始めとする関係機関に提供しています。また、経済団体・企業等への講演や動画・パンフレットの作成・公表などを通じて注意喚起を行っています。

経済安全保障
特集ページ



経済安全保障シンポジウム(令和4年6月)



経済安全保障の
確保に向けて2022



サイバー空間における
脅威の概況2022

サイバー関連等の情報収集及び分析

機密情報の窃取、金銭獲得等を狙ったサイバー攻撃が国内外で常態化する中、サイバー空間における悪意ある主体の活動は、国民生活の安全・安心に対する深刻な脅威となっています。中でも、国家が関与・支援する高度なサイバー攻撃は、特に深刻な脅威として懸念されます。

公安調査庁では、懸念国等が関与・支援するサイバー空間上の活動に関連する調査に取り組んでおり、サイバー攻撃を実行した脅威主体の実態解明や、発生したサイバー攻撃事案の解明等の課題につき情報収集・分析し、関連情報を関係機関に適時適切に提供することで、政府の施策に貢献しています。

テロの未然防止に向けた取組の強化 — 「G7広島サミット」、「大阪・関西万博」を見据えて—

公安調査庁は、海外における国際テロ組織の動向に加え、こうしたテロ組織との関係が疑われる国内の不審な人物・組織の有無やその不穏動向等に関する情報の収集・分析を行っています。

特に、令和5年には「G7広島サミット」、令和7年には「大阪・関西万博」の開催を控えていることから、国内外の関係機関との連携を緊密にしつつ、こうした大規模国際イベントにおけるテロ関連情報の収集・分析を行うなど、テロの未然防止に向けた取組を強化しています。

また、官民の間で国際テロ情勢に関する情報の共有を図るため、世界のテロ関連情報をまとめた「国際テロリズム要覧」を毎年作成・配布するとともに、民間企業への講演活動にも取り組んでいます。

オウム真理教に対する観察処分

いわゆるオウム真理教(団体)は、現在、「Aleph」(アレフ)、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」を中心に活動を継続しており、今もなお、地下鉄サリン事件等の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫を絶対的帰依の対象とし、同人の影響下にあるなど危険な体質を維持しています。

これに対し、公安調査庁は、平成12年から、団体規制法に基づく観察処分(組織や活動の現状に関する報告の徴取及び団体施設に対する立入検査等)を実施しており、その結果について関係地方公共団体の長に提供しています。また、住民の恐怖感・不安感の解消に資するため、地域住民との意見交換会を開催し、団体の現状や立入検査の実施状況等について説明を行っています。

公安調査庁としては、引き続き、団体規制法に基づく調査や規制措置を適正かつ厳格に実施することで、国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に努めてまいります。



立入検査の様子

[オウム真理教特集ページ](#)



Topics

公安調査庁ホームページ

公安調査庁のホームページでは、公安調査庁の所管法令、沿革、業務内容に加え、「オウム真理教関連情報」、「最近のテロ等発生状況」、「最近の内外情勢」といった国内外情勢に関する各種情報を発信しているほか、前述の取組に関する各種パンフレットなどについて紹介しています。



[公安調査庁
ホームページ](#)



[公表資料](#)

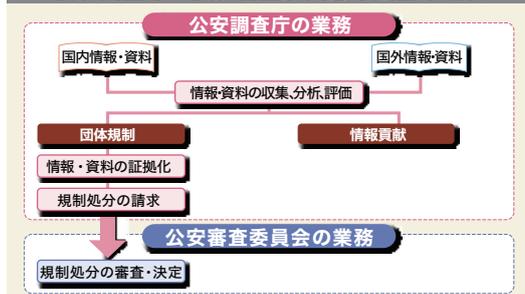


公安審査委員会

Mission

公安審査委員会は、公共の安全の確保に寄与することを目的として、法務省の外局として設置されています。「破壊活動防止法」、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定されている破壊的団体などについて、公安調査庁長官からの規制処分の請求に対し、客観的・中立的立場から適正な審査を行い、処分の要否や規制内容等を決定する行政委員会です。

公安調査庁・公安審査委員会の業務の流れ



Mission

法務総合研究所は、①刑事政策全般に関して実証的な調査・研究を行い、我が国の犯罪動向及び犯罪者処遇の実情のほかその時々的重要課題をまとめた「犯罪白書」や、個別の研究成果をまとめた「研究部報告」の公表、②法務省職員（矯正関係職員・出入国在留管理庁職員・公安調査庁職員を除く。）に対する職務年数や専門性に応じた各種研修、③諸外国の刑事司法実務家を対象とした国際研修や犯罪防止及び刑事司法に関する国連の活動への協力、④アジアを中心とした諸外国に対する法制度整備支援（法令の整備、法制度の運用改善、法律実務家の人材育成）の実施等と多岐にわたった業務を行っています。

犯罪白書とその英語版の発刊

犯罪白書は、年に1回発刊しており、主に、前年の犯罪動向や犯罪者処遇の実情等の刑事司法全般につき、統計データに基づいて分析・報告するルーティーンパートと、その時々刑事政策上の課題等に応じたテーマについて調査・研究を行う特集パートで構成されています。

最近の特集

- | | |
|-------|--|
| 令和4年版 | ①新型コロナウイルス感染症と刑事政策
②犯罪者・非行少年の生活意識と価値観 |
| 令和3年版 | 詐欺事犯者の実態と処遇 |
| 令和2年版 | 薬物犯罪 |

犯罪白書は、カラーの図表を豊富に掲載し、読みやすさについて配慮しながら、資料及び紹介内容の充実に努めています。また、国際的な発信のため、英語版も公表しています。

いずれも、法務省ホームページ上で簡単にアクセスできます。



犯罪白書
ホームページ



犯罪白書
(英語版)
ホームページ



国際協力の推進

法務省では、開発途上国等に対し、法の支配の確立による安全・安心な社会の実現を支援する国際協力を行っています。法の支配による良い統治（グッド・ガバナンス）の普及・確立は、それらの国々の健全な発展や地域の安定に資するだけでなく、国際組織犯罪の防止、経済活動の促進等につながり、ひいては我が国の国益にも資する重要な国際貢献です。

国連との協定に基づき国際連合研修協力部が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）では、昭和37年以来、世界の開発途上国等の刑事司法に携わる実務家を対象として犯罪対策や犯罪者の処遇に関する研修等を実施しています。研修卒業生の多くは、それぞれの国・地域において司法分野における指導的な役割を担って活躍しており、そのネットワークは、我が国と世界の刑事司法関係者との良好な関係の礎となっています。

また、国際協力部（ICD）は、政府の方針に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）、学界等と協力し、アジア諸国を中心として法制度整備支援（法令の整備、法制度の運用改善、法律実務家の人材育成）を行っており、法の支配の確立とビジネス環境の整備に貢献しています。

UNAFEI
ホームページ



ICD
ホームページ





国際研修の風景
(国連アジア極東犯罪防止研修所)



ユース国際研修の
グループワークショップの風景
(国連アジア極東犯罪防止研修所)



スリランカ法曹三者とのワークショップ
(グループディスカッション)の様子
(国際協力部)



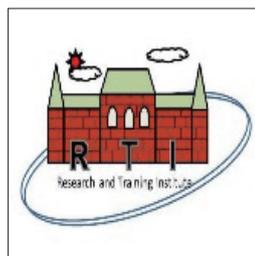
インドネシア法務人権省との
現地セミナーの様子(国際協力部)

法務総合研究所の詳しい業務内容については、以下のパンフレットをご覧ください。

- ・法務総合研究所パンフレット
- ・国連アジア極東犯罪防止研修所パンフレット
- ・国際協力部パンフレット

法務省ホームページから
ご覧いただけます。

https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00036.html



UNAFEIとICDが設置されている
国際法務総合センター

◆資格試験

司法試験

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識とその応用能力の有無を判定する国家試験であり、現行の司法試験は平成18年から実施されています。

これまで、司法試験を受験するためには、法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格が必要でしたが、令和5年の司法試験からは、法科大学院課程に在学中の者についても一定の要件を満たした場合には、司法試験の受験が認められることになりました(在学中受験資格)。

なお、司法試験には、受験期間が定められており、それぞれ受験資格を得た日後の最初の4月1日から5年が経過するまでの期間(ただし、在学中受験資格については、同資格で最初に受験した日の属する年の4月1日から同法科大学院課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から5年を経過するまでの期間のいずれか短い期

間)、受験することができます。

試験は短答式(択一式を含む。)及び論文式による筆記の方法によって行われ、受験者全員が同時期に両方の試験を受験することとなります。

合格後は最高裁判所の司法研修所における修習の後、裁判官、検察官、弁護士として法曹の各分野で活躍することとなります(修習についての詳細は、最高裁判所人事局任用課にお問い合わせください。)

■司法試験の結果

	受験者数	合格者数	合格者平均年齢	対受験者合格率
平成30年	5,238	1,525(375)	28.8	29.11%
令和元年	4,466	1,502(366)	28.9	33.63%
令和2年	3,703	1,450(367)	28.4	39.16%
令和3年	3,424	1,421(395)	28.3	41.50%
令和4年	3,082	1,403(389)	28.3	45.52%

注()内は、女性合格者を示す内数である。

司法試験予備試験

司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式(択一式を含む。)及び論文式による筆記並びに口述の方法により行われます。受験資格等の制限はありません。

■司法試験予備試験の結果

	受験者数	合格者数
平成30年	11,136	433(81)
令和元年	11,780	476(85)
令和2年	10,608	442(75)
令和3年	11,717	467(102)
令和4年	13,004	472(73)

注()内は、女性合格者を示す内数である。

◆司法試験と司法試験予備試験についての問合せ先：司法試験委員会

住所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話：03-3580-4111(代表)

司法書士試験、土地家屋調査士試験

司法書士は、登記・供託などの手続についての代理業務などを行うほか、法務大臣の認定を受けることにより、簡易裁判所における訴訟代理業務等を行うことができます。また、土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記について必要な土地・建物に関する調査、測量、申請手続などの業務を行います。

司法書士試験及び土地家屋調査士試験は、それぞれ、司法書士・土地家屋調査士になろうとする者に必要な能

力の有無を判定する国家試験で、法務大臣が行います。いずれも、試験は筆記及び口述の方法により行われ、口述試験は筆記試験に合格した者について行われます。最終合格者は、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿への登録を受けて、司法書士又は土地家屋調査士になることができます。

◆問合せ先：民事局民事第二課

■司法書士試験の結果

	受験者数	合格者数
平成30年度	14,387	621
令和元年度	13,683	601
令和2年度	11,494	595
令和3年度	11,925	613
令和4年度	12,727	660

■土地家屋調査士試験の結果

	受験者数	合格者数
平成30年度	4,380	418
令和元年度	4,198	406
令和2年度	3,785	392
令和3年度	3,859	404
令和4年度	4,404	424

◆採用試験

法務省では、国家公務員総合職試験、一般職試験、法務省専門職員(人間科学)採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験の合格者の中から職員を採用しています。

総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)

◆問合せ先：法務省大臣官房人事課

行政、法務、政治・国際、法律、経済、工学、教養区分からの採用者は、主に本省各局部課に配属され、施策の企画及び立案等に携わります。

人間科学区分からの採用者は、主に地方機関に配属され、その専門知識を生かして業務を遂行します。

●法務省専門職員(人間科学)採用試験

矯正心理専門職区分

◆問合せ先：各矯正管区職員課

矯正心理専門職は、少年鑑別所や刑事施設、少年院等に勤務し、心理学の専門的な知識・技術等を生かし、専門職員(法務技官(心理))として、非行のあった少年等について、面接や心理検査等を通じてその原因を分析し、処遇指針を提示するほか、刑事施設や少年院の処遇プログラムの実施などに携わっています。

法務教官区分

◆問合せ先：各矯正管区職員課

法務教官は、主に少年院や少年鑑別所に勤務し、幅広い視野と専門的な知識をもって、少年たちの個性や能力を伸ばし、円滑な社会復帰を図るため、生活指導、教科指導といった専門的な教育(矯正教育)や観護処遇等を行っているほか、刑務所において就労支援指導や教科指導等に携わっています。

刑務官採用試験

◆問合せ先：各矯正管区職員課

刑務官は、原則として刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務します。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者への指導を通じて、その改善更生及び円滑な社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。

拘置所では、主として勾留中の被疑者、被告人を収容し、これらの者の逃走や証拠の隠滅を防止するとともに、公平な裁判を受けられるように配慮しています。



一般職試験(大卒程度試験、高卒者試験)

◆問合せ先：【建築、電気、機械】

大臣官房施設課庶務係

【行政区分】

採用を予定している各地方機関

大臣官房施設課採用(建築、電気、機械)を除き、主に行政区分の合格者から、原則として本省以外の各地方機関に採用されます。



保護観察官区分

◆問合せ先：各地方更生保護委員会事務局総務課

保護観察官は、保護観察所や地方更生保護委員会に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の専門的知識に基づき、犯罪をした人や非行のある少年に対する面接や専門的処遇プログラム実施等の指導、就労支援等の援助を行うなどして、社会内における再犯防止と社会復帰支援を担っています。

入国警備官採用試験

◆問合せ先：各地方出入国在留管理局総務課

(東京出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局は職員課)

各入国者収容所入国管理センター総務課

入国警備官は、地方出入国在留管理局・同支局・同出張所又は入国者収容所に配置され、不法入国者、不法残留者などの摘発や違反事件の調査、被収容者の処遇、送還などに関する業務に従事します。



法務省赤れんが棟の歴史

～明治の官庁集中計画の唯一の生き残り～



赤れんが棟と中央合同庁舎第6号館A棟

法 務省赤れんが棟は、ドイツ人建築家ベックマンとエンデ両氏の設計にかかるもので、7年余りの歳月を費やして明治28年12月、司法省として竣工されたものです。その後、戦災により、れんが壁を残し、屋根、床などを焼失したため、昭和23年から同25年にかけて復旧工事を行い、屋根などの形状や材質が一部変更されていましたが、平成3年から行った改修工事では明治28年の創建当時の姿に復原され、平成6年12月27日には国の重要文化財に指定(外観のみ)されました。

法務省赤れんが棟の歴史



建築技術

創建当時の赤れんが棟

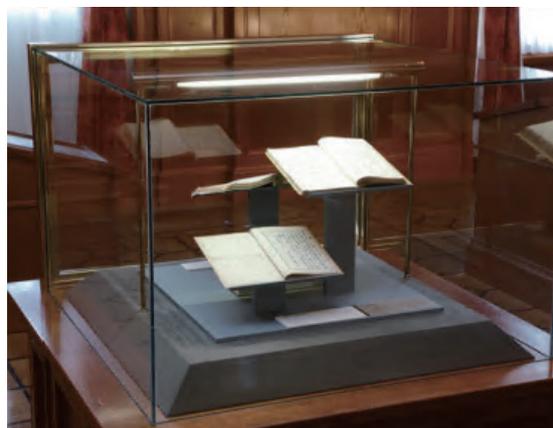


ドイツ人建築家
左)ベックマン
右)エンデ

法務史料展示室・メッセージギャラリー

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、明治の雰囲気をも今に伝える法務省赤れんが棟の中の復原室(旧司法大臣官舎大食堂)とそれに続くれんが壁の残る部屋などからなり、ここには「司法の近代化」と「建築の近代化」に関する史料を展示しています。

また、国民の皆様にも司法制度、法務行政等への理解を深めていただくため、重要な広報テーマについての展示を行っており、現在、裁判員制度や日本司法支援センター(法テラス)に関する資料などを展示しています。



司法職務定制

司法の近代化

我が国が明治の初めから近代国家への脱皮を急務とする中で、最も急がれた司法の組織に関する立法や刑事法など明治前期の基本法典の編さん事業における司法省の活動と、いわゆるお雇い外国人の貢献に関する史料を紹介し、併せて、明治の著名な事件史料、法務行政の歴史資料などを展示しています。



法務史料展示室



フランス人法律家
ポアソナードと
旧日本刑法草案



旧司法大臣官舎大食堂

建築の近代化

明治政府によって策定された官庁集中計画の一環として建てられた建物のうち残存する唯一のものであり、我が国の建築の近代化を象徴する文化遺産となっている赤れんが棟の創設に関する史料、赤れんが棟に使われた建築技術の史料、赤れんが棟の改修・復原事業に関する史料などを展示しています。

見学のご案内 法務史料展示室

所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省赤れんが棟3階	予約のご案内	10人以上の団体で見学を希望される場合は、電話・インターネット等で予約をしてください。予約は3か月前から受け付けています。
交通のご案内	裏表紙アクセス参照		
公開日	月曜日から金曜日まで (土曜日、日曜日、祝日等はお休み/入場無料)	連絡先	直通電話番号：03-3592-7911 Eメール：renga1@i.moj.go.jp
公開時間	午前10時から午後6時まで (入室は午後5時30分まで)		

■法務省ホームページ「法務史料展示室・メッセージギャラリー」

https://www.moj.go.jp/housei/tosho-tenji/housei06_00004.html



学校の学習活動で見学してみよう

法務省では、法務省の役割について理解を深めてもらうために、児童・生徒の皆さんからの御希望により法務省の見学を受け付けています。法務省の見学では、職員による法務省の仕事の説明や質疑応答、赤れんが棟の法務史料展示室・メッセージギャラリーの見学などを行っています。

見学の申込は
こちら



Event
2023.4
▼
2024.3

「ほうむSHOW」 イベントカレンダー

法務省の記念日や各種行事の紹介



2023
4

- 法テラスの日(4月10日)
- 相続土地国庫帰属制度のスタート!
(4月27日)



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

5

- 憲法週間(5月1日~7日)

6

- 人権擁護委員の日(6月1日)



人権に関する全国的な
活動を展開

- 共生社会の実現に向けた適正な
外国人雇用推進月間

7

- 更生保護の日(7月1日)
- 再犯防止啓発月間



令和4年度
再犯防止啓発ポスター

7

- “社会を明るくする運動”強調月間



“社会を明るくする運動”# 生きづらさを生きていく。

8

- 外国人在留支援センター(FRESC)の
開所日(7月6日)
- 「ほうむSHOW」Twitter開設(7月26日)
- 「ほうむSHOW」Instagram開設(7月28日)
- 日ASEAN特別法務大臣会合(7月6日)
- G7司法大臣会合(7月7日)
- 「法務府」から「法務省」へ改称した日(8月1日)
- こども霞が関見学デー(予定)



法務省の業務への理解を深めてもらうため、
夏休み期間中に小中学生向けのイベントを開催

- 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間
- 教員向け法教育セミナー(予定)

「ほうむSHOW」イベントカレンダー

「ほうむSHOW」
とは？

「ほうむSHOW」編集局は、2021年4月、法務省という組織やその施策について広く国内外に知ってもらうため、新しい目線や切り口で情報発信することを目的として作られた情報発信チームです

「ほうむSHOW」ホームページ



公式
ホームページ



公式
Twitter



公式
Instagram

9

- 安全安心なまちづくりの日(10月11日)
- 法の日週間(10月1日~7日)
- 法の日フェスタ(10月第一土曜日)

10



法務史料展示室の見学の様子

- 公証週間(10月1日~7日)

11

- 「ほうむSHOW」ホームページ開設(11月26日)
- 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間



人権イメージキャラクター
人KENまもる君(左)
人KENあゆみちゃん(右)

- ADRの日(12月1日)
- ADR週間(12月1日~7日)
- 第63回全国矯正展(全国刑務所作業製品展示即売会)(12月9日~10日)



令和4年度
全国矯正展ポスター

12

- 人権デー(12月10日)
- 第75回人権週間(12月4日~10日)



第74回
人権週間ポスター

- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日~16日)
- ホウリス君誕生日(12月17日)



法教育マスコット
キャラクター

2024

1

2

3

- 国連アジア極東犯罪防止研修所発足の日(3月15日)



このページでは、
小学生や中学生の
みなさんに法務省のことを
わかりやすく説明しています。

法務省ってどんなところ？

法務省は、安全で明るい社会をつくるために必要な仕事をしています。

例えば、みなさんが安心して暮らせるように基本的な法律(ルール)を作っていたり、罪を犯した人が二度と悪いことをしないように刑務所や少年院で教育したり、社会生活をしながら立ち直す手助けをしたりしています。また、いじめなどの人権侵害があったとき、再びいじめが起きないように調査したり、日本人や外国人が出入(帰)国するときに審査するなど、住みやすい社会をつくるために、いろいろな仕事をしています。

法律は、すべて、法務省が担当しているの？

法務省は、その名前から、日本の法律をすべて担当していると考えている人も多いと思いますが、実際はそうではありません。たとえば、税金に関する法律であれば財務省、学校での教育に関する法律であれば文部科学省といったように、それぞれの省庁が、その省

庁の仕事に関する法律を担当しています。また、いくつかの省庁が一つの法律をいっしょになって担当し、おたがい協力して仕事を進めている場合もあります。

法務省では、「民法」や「刑法」など、社会における基本的なルールを数多く担当していて、安心・安全な街づくりのため、様々な仕事に取り組んでいます。

法はなんのためにあるの？

みなさんは「法」ということばを聞いて、どんなことをイメージしますか？なんとなく難しくそうな感じがするかもしれませんが、法は、私たちがしあわせにしてくれるものです。

法とは、もともと、私たちひとりひとりが、お互いの個性を認め合い、協力し合いながら生きていくためのルールです。私たちの権利を守り、私たちが守らなければならないルールを明らかにすることによって、だれもが自由に活動することができ、生活をよりゆたかにするものが法です。

法務省ホームページのきつずる一むでは、
図や写真付きで法務省の仕事について
くわしく説明しています。



「法教育」って何だろう？

法教育とは、「法律やルールって何のためにあるの?」「約束をするってどういうこと?」「みんながそれぞれ、違う考えを持ちながら仲良く暮らすにはどうすればいいの?」といった問題を考えることで、何が良くて何が悪いのかを判断したり、うまくトラブルを解決するなど、社会で生きていくために必要な力を育てる教育です。

法務省では、みんなが楽しく法教育授業に参加できるように本を作ったり、みんなの学校で授業をしたり、いろいろな取組をしています。

右の「ハウリス君」は、みんなの投票で選ばれた法教育マスコットキャラクターで、法教育を広めるためにいつも頑張ってくれています。みんなもハウリス君と一緒に、楽しく学んでみませんか？



ルールについて考えよう！

昔あるところに「ルールのない村」がありました

1 今日もたくさん収穫できた！
これからたくさん収穫できるよう頑張るぞ！

2 犬たちが育てたものを盗んじゃえばもっとたくさんものが食べられるぞ。
あっ！僕たちが一生懸命育てた作物を盗んでる！

3 猿たちが勝手に僕たちの育てたものを取るならこっちだって同じことをしてやる！
犬たちの畑からもっとたくさん持って行ってやる！

4 作物を頑張って育ててもどうせ盗まれるなら、育てる意味がないや。

5 お腹空いたなあ。
誰も作物を育てないから食べるものももう何もないよ。

「ルールのない村」の問題点は何だろう？
この村にルールを作るとしたら、どんな内容にすればいいかな？

一人で悩まないで! いつでも相談してね!!

学校やSNS、家族のことで悩んでいるけど、誰にも話すことができない…
法務省では、そんな相談を受け付けています。

こどもの人権

「いじめ」にあつて学校に行きたくない、家の人にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力を受けているなど、先生や親には話しにくいけど、このままではどうしたらいいかわからない、誰も気づいてくれない…

このような悩みがあったら、迷わずに相談してください。「まわりでこんなことで困っている人がいる」という相談でもいいです。

秘密は守ります。

電話で相談する

すぐに相談したいときは、次の番号に電話してください。

ぜろぜろなのひゃくとおばん
0120-007-110

受付時間は、朝8時30分から夕方5時15分まで(月曜日から金曜日まで)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

ミニレターで相談する

ミニレターは、5月～7月の間に学校でくばられます。
すぐにほしいときやもっとほしくなったときは、
0120-007-110(子どもの人権110番)に電話をすれば、ミニレターを送ります(お金はかかりません)。保健室や図書室、地域の図書館に置いている場合もあります。



子どもの人権SOSミニレター(小学生用)

eメールで相談する



相談窓口はこちら

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

※相談の返事には何日かかかります。



LINEで相談する

以下の地域に住んでいる人は、LINEでも相談を受け付けています。

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県、愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県、宮城県、北海道、香川県

※対象となる地域は令和5年3月時点のものです。最新の情報はこちらをご覧ください。



公式アカウント「SNS人権相談」を友達登録してご相談ください。
相談内容を入力する前に「ご相談はこちら」をタップしてください。



検索ID @snsjinkensoudan

おとうさん・おかあさんの離婚で 悩んでいるあなたへ



お母さん・お父さんがけんかばかりしてる…別れるのかな…

今、大変な思いをしているあなた

つらいときは一人でがまんしないで近くの人に話してみましよう。相談できるところもあるよ。

家族のかたちは変わるかもしれないけれど、

お父さん・お母さん、おじいちゃん・おばあちゃんとあなたとの関係は変わりません。

お母さん・お父さんの離婚(りこん)について知りたいと思うようなことをまとめてみました。



<https://www.moj.go.jp/MINJI/top-child.html>



中央合同庁舎第6号館

法務省のある中央合同庁舎第6号館A棟は、地上21階地下4階からなる建物で、建物内は、機能的に北側(写真左側)の「法務ゾーン」と南側(写真右側)の「検察ゾーン」に二分されています。また、外壁には、赤れんが棟の色と調和する風格のある赤みを帯びたカナダ産御影石が使用されています。

この建物は、平成2年6月30日に新庁舎として完成しました。

アクセス



- 山手線 京浜東北線 有楽町駅から徒歩10分
- 地下鉄 東京メトロ有楽町線 桜田門駅から徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線・日比谷線 霞ヶ関駅から徒歩3分
- 東京メトロ千代田線 霞ヶ関駅から徒歩5分
- 都営三田線 日比谷駅から徒歩6分

法務省

〒100-8977
 東京都千代田区霞が関1-1-1
 電話 03-3580-4111(代)

ホームページ

<https://www.moj.go.jp/index.html>



twitter アカウント @MOJ_HOUMU

https://twitter.com/MOJ_HOUMU



YouTube 法務省公式チャンネル MOJchannel

<https://www.youtube.com/user/MOJchannel>



編集/法務省大臣官房秘書課広報室



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。